

平成 2 1 年度

青森県公社等点検評価委員会
点検評価結果等報告書

平成 2 1 年 1 1 月

青森県公社等点検評価委員会

目 次

	頁
第1章 点検評価に当たっての総論的事項	1
第2章 点検評価結果	
1 財団法人21あおもり産業総合支援センター	7
2 財団法人青森県国際交流協会	12
3 社団法人青森県観光連盟	14
4 社団法人青い森農林振興公社	18
5 青森県土地開発公社	23
6 財団法人青森県建設技術センター	26
7 青森県道路公社	28
8 財団法人青森県フェリー埠頭公社	31
9 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	33
10 八戸臨海鉄道株式会社	36
11 青い森鉄道株式会社	38
12 財団法人青森県生活衛生営業指導センター	41
13 社団法人青森県栽培漁業振興協会	44
14 むつ小川原石油備蓄株式会社	46
15 財団法人暴力追放青森県民会議	48
第3章 終わりに	50
委員名簿	51
(参考) 青森県公社等点検評価委員会による点検評価実施対象公社等 及び点検評価実施年度	52

第1章 点検評価に当たっての総論的事項

1 本県における公社等の役割

本県における公社等は、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興等のため、それぞれその時代の要請を受けて設立され、幅広い分野において重要かつ多様な役割を担ってきた。

しかしながら一方で、国・県の行財政を取り巻く社会情勢、経済環境の変化、地方分権の本格化等に伴い、徹底した行財政改革や県自身が担う分野の見直しが行われている中で、公社等についても設立目的と現状の業務内容の乖離、経営上の様々な課題等が明らかになったところである。

こうした中で、公社等が新たな時代の要請に的確に対応していくためには、統廃合を含んだ組織や業務の見直し等を実施することにより県民サービスを第一義としながら、最少の経費で最大の効果をあげることでできる、青森県らしい活力ある地域社会の構築に真に貢献できる公社等として再生していかなければならない。

2 当委員会の役割と点検評価の目的

当委員会は、平成14年度から16年度まで本県の主要な29公社等の経営状況、経営改革の方向性等に関して検討を行い、その検討結果を報告してきた「青森県公社等経営評価委員会」の後を受けて、平成17年度から、公社等改革を進めるために知事から委嘱された委員会である。

公社等の組織のあり方や業務内容等については、独立した法人である公社等自身が自ら見直しを実施していく必要があることは当然だが、その設立及び業務運営に深く関与してきた県としても、統廃合を含んだ組織や業務の見直し、更には今後の県としてのかかわり方等についても検討を行うことが必要となっている。

当委員会はこうした状況を踏まえて、公社等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価を行い、併せてその改革のための提言を行うことを目的としている。

3 点検評価の視点

当委員会は、本年度の対象15公社等の経営状況、業務執行状況等を点検評価するに当たって、以下の視点を設定した。

(1) 青森県行財政改革大綱に掲げる「公社等の見直し」の進捗状況の点検評価

(平成20年12月策定の青森県行財政改革大綱より抜粋)

第2 行財政改革の取組方策

公共サービス改革

3 公社等の見直し

(1) 公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、公社等の設立目的・役割及び県の関与のあり方について改めて見直し、業務内容等の必要性・将来性について検討の上、公社等の統廃合等に積極的に取り組みます。

(2) 公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していくため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

ア 経営の健全化

事業の見直し、徹底したコスト削減等を継続して実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営をめざします。

イ 人員体制等の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については順次引き揚げることとし、また、職員数及び給与について、経営状況を踏まえた適切な水準となるよう必要な見直しを行います。

(2) 平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において指摘を受けた「今後の課題」を踏まえた、公社等の経営状況についての点検評価

(平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書より抜粋)

第3章 今後の課題

県公社等法人の公共目的が効率的・効果的に達成されるように、本年度も当委員会が県公社等法人の経営状況に関する評価(マネジメント評価・財務評価)と、県公社等法人の経営改革方向性に関する提言と、県公社等法人の見直しを第三者の立場で実施してきたことを踏まえ、以下のような課題に各公社等法人が真摯に取り組んでいくことを当委員会は強く求めるものである。

- 1 自己経営評価制度を活かした経営改革推進
- 2 独立採算経営の確立と自主独立経営の確立と目標管理型経営の徹底・実質化
- 3 県公社等法人の見直し
- 4 硬直的でなく補助金等を前提としない経営姿勢の確立と経営組織の活性化

(3) 包括外部監査における公社等に対する指摘事項の改善状況の点検評価

包括外部監査における指摘事項のある公社等については、「第2章 点検評価結果」において指摘事項の内容を記述している。

(4) 平成17年度から平成20年度までの当委員会の提言に対する各公社等の対応状況の点検評価

これらの視点から、提出された公社等経営評価シートや各種決算資料等をもとに、必要に応じて各公社等及び所管課とのヒアリングを実施した上、それぞれの課題にどのように取り組んで、その効果がどの程度上がっているのかということについて点検評価を行った。

4 公社等全般に関する提言

平成21年度の点検評価において、公社等に共通する課題としてとらえた事項及びその点検評価結果は、次のとおりである。

(1) 各公社等における経営状況を踏まえた適切な人件費

当委員会では、公社等の職員の給与水準は、その経営状況いかんにかかわらず、原則的には組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準にするべきであると考えており、平成18年度の点検評価において、「各公社等においては、これまでのように漫然と県職員の給与体系に合わせるのではなく、原則的には組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準に、当該公社等の業務内容及び業務量に見合った給与水準になっているか、また、経営状況の悪い公社等によっては経営状況に見合った給与水準になっているかなど、県民の理解を得られる給与水準について、十分に検討していくべきである」ことを提言していた。

この点について、県の給与体系に準じている10公社等のうち、自らの経営状況を踏まえ、独自の給与の削減に取り組んでいる公社等は、平成21年度は2公社等増えて、9公社等であることを確認したところであり、当委員会としては、この取組について評価するものである。残る1公社等（社団法人青森県観光連盟）においても、経営状況を踏まえた給与の見直しに早急に取り組むことを求めたい。なお、各公社等の平成17年度以降における取組状況は、別表のとおりである。

また、給与について県の給与体系に準じている公社等の退職金については、平成20年度の報告書では、「給与の見直しを退職金の算定に反映させることとした公社等は4公社等のみであり、取組があまり進んでいないため、退職金が合理的な水準となるよう、他の公社等においても見直しに取り組むことを引き続き求める」ことを提言していた。

この点について、平成21年度は、残念ながら、前年度と同じ4公社等（社団法人青い森農林振興公社、財団法人青森県建設技術センター、財団法人むつ小川原漁業操業安全協会、社団法人青森県栽培漁業振興協会）にとどまっていることを確認したところであり、当委員会としては、退職金が合理的な水準となるよう、他の公社等においても今後とも見直しに取り組むことを引き続き求めるものである。

(2) 新公益法人制度への適切な対応

新公益法人制度関連三法が平成20年12月に施行されたことに伴い、特例民法法人（社団法人・財団法人）は、移行期間が満了する平成25年11月までに、一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人若しくは株式会社等の他の法人形態に移行する必要がある。

当委員会が点検評価の対象としている25公社等のうち社団法人又は財団法人である16公社等について、新公益法人制度への対応状況を確認したところ、11公社等が移行時期を想定して準備を進めていることが確認された。

新公益法人制度における公益社団法人又は公益財団法人への移行に当たっては、法人の業務内容等について、あらためて公益性の認定を受ける必要があることから、移行時期を未定としている公社等にとっては、現在の業務内容が公益性の認定基準を満たすかどうかを点検のうえ、自らの役割及び業務内容について将来的な方向性を展望し、新公益法人制度に基づく法人形態に円滑に移行できるよう、適切に対応する必要がある。

以上、公社等に共通する提言については、多くの公社等が提言を尊重し、改善してきたという事実が確認できる。しかしながら、改善がなされなかった公社等もあることから、それらの公社等に対しては改善を求めたい。

5 各公社等に対する提言

本年度の対象15公社等について点検評価を行った個々の結果は「第2章 点検評価結果」において記述しているが、各公社等に対する提言の概要は以下のとおりである。

1	財団法人21あおもり産業総合支援センター
	(1) 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化
	(2) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進
	(3) より効果的に事業を行うための実施事業の見直し
	(4) 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上
	(5) 設備貸与事業会計及びオーダーメイド型貸工場事業会計における適正な人件費の計上
	(6) 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との連携強化
2	財団法人青森県国際交流協会
	(1) 独立民営化に向けた体制の整備
	(2) 日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりの検討
	(3) 中・長期経営計画の着実な実施
3	社団法人青森県観光連盟
	(1) 経営健全化に向けた一層の経営努力
	(2) 経営の自立化に向けた取組
4	社団法人青い森農林振興公社
	(1) 分収造林事業の欠損見込額縮小のための適切な対応
	(2) 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消
	(3) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施
5	青森県土地開発公社
	(1) 長期的視点に立った当法人のあり方の検討
	(2) 青森中核工業団地の分譲の促進

6	財団法人青森県建設技術センター
	(1) 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化
	(2) 新公益法人制度への適切な対応
7	青森県道路公社
	(1) 次期中期経営プランの策定
	(2) 維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保
8	財団法人青森県フェリー埠頭公社
	(1) フェリーの利用促進及び経営合理化の推進
9	財団法人むつ小川原地域・産業振興財団
	(1) 事業の選択と助成の集中の推進
	(2) 他団体との協調・連携
	(3) 当法人のあり方の検討
	(4) 財産運用に係る体制の整備
10	八戸臨海鉄道株式会社
	(1) 業務運営体制の再構築
	(2) 持続可能な給与制度の確立
11	青い森鉄道株式会社
	(1) 収支改善に向けた取組の強化
	(2) 沿線自治体、地域住民及びJR東日本等との協力体制の整備
12	財団法人青森県生活衛生営業指導センター
	(1) 組合加入率が低いという現状を踏まえた事業展開
	(2) 限られた人員及び予算における効果的な事業の実施
	(3) 専門性を有する組織・団体との連携
13	社団法人青森県栽培漁業振興協会
	(1) 経費の削減及び収入の増加に向けた努力の継続
	(2) 基本財産の運用リスクの管理の徹底
14	むつ小川原石油備蓄株式会社
	(1) 継続的な地元雇用
	(2) 地元調達拡大
15	財団法人暴力追放青森県民会議
	(1) 賛助会員の加入促進と事業の見直し

(別表)

県の給与体系に準じている公社等の職員給与の独自削減の状況

公社等の名称	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(財)21 あおもり産業総合支援センター				2%	
(社)青森県観光連盟					
(社)青い森農林振興公社		3%			
青森県土地開発公社			3%		
(財)青森県建設技術センター	8% ~ 10%		独自の給 与体系を 導入(約 10%削減)		
青森県道路公社			3%		
(財)青森県フェリー埠頭公社					2% ~ 3%
(財)むつ小川原地域・産業振興財団					3%
(財)むつ小川原漁業操業安全協会		約5%	約10%		
(社)青森県栽培漁業振興協会	10%	独自の給 与体系を 導入(約 14%削減)			

- 1 この表は、プロパー職員の給料月額に対する独自の削減率を掲載している。
- 2 県職員の給与削減に準じて行った削減及び管理職手当や期末手当等の各種手当の削減は含まれない。

第2章 点検評価結果

1 財団法人21あおもり産業総合支援センター

1 法人の概要

(平成21年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 加藤 丈夫	県所管部課名	商工労働部 商工政策課	
設立年月日	昭和44年5月26日	基本財産	549,756千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	390,000千円	70.9%	
	(株)みちのく銀行	34,010千円	6.2%	
	(株)青森銀行	33,690千円	6.1%	
	青森市	30,245千円	5.5%	
	(株)東北電力	11,710千円	2.1%	
	黒石市	7,220千円	1.3%	
	藤崎町	5,090千円	0.9%	
	あおもり信用金庫	3,583千円	0.7%	
	田舎館村	2,445千円	0.4%	
	(株)みずほ銀行	2,070千円	0.4%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	16名	2名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	77名	29名	県派遣16名、県OB1名
業務内容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援			
経営状況 (平成20年度)	経常収益	2,413,331千円	(その他参考)	
	経常費用	2,295,391千円	県からの補助金	286,291千円
	当期経常増減額	117,940千円	県からの受託事業収入	135,855千円
	当期一般正味財産増減額	117,940千円	県の損失補償	3,017,544千円

2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和44年5月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社(昭和49年10月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更)が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人21あおもり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人21あおもり産業総合支援センター」に変更した。

3 課題と点検評価

平成20年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化

当法人は、本県における産業の中核的支援機関として非常に重要な役割を担っていることから、当委員会は、常勤の理事長の強力なトップマネジメントの下で法令を遵守しながら、その役割を適切に遂行していくことを求めてきた。

当法人からは、理事長に求められる資質として、当法人の運営の方向性についてグローバルな視点から指示できること、当法人の運営に対して民間の視点で改善の提案ができること、ベンチャー企業の育成についても高い見識を有していることを挙げ、これらの条件を満たす人材を常勤の理事長として選定することは現状において困難であること、また、そのような人物に相応の報酬を支払うことも当法人の財務上困難であることから、県外在住者である現理事長が非常勤の理事長として就任していることが説明された。さらに、現理事長に対しては、定期的に状況報告を行うとともに、重要な情報についてはその都度報告し、また、予算、決算、新規事業など重要な事項については専務理事及び職員が適時上京し、直接、理事長の判断を仰いでいることの説明があった。

当委員会としては、理事長はトップマネジメントの強化及び法令遵守の徹底を図る観点からも、基本的に常勤化すべきと考えているが、当法人の人材の確保や財務状況といった現状を踏まえると、非常勤の理事長を選任したことはやむを得ないものと理解できる。当面は、非常勤の理事長の下であっても適切な法人運営がなされることを望むものである。

(2) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進

当法人の県派遣職員は、通常3年程度で県に戻り、当法人が恒常的な事業として実施している設備投資支援事業等に係るノウハウが蓄積されないこと、また、担当職員の短期間での交替により円滑に事業が継続されないことが懸念されることから、当委員会は、「プロパー職員を育成し、順次、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進すること」を求めてきた。

平成21年度は、常勤職員29名中16名が県からの派遣職員となっており、所管課では、本提言について、当法人の実施する補助事業、受託事業等に応じて県職員を派遣していること、また、現状の財務状況では、プロパー職員を新たに採用することができないことから、事業量に応じた県派遣職員が必要であるとしている。

確かに、当法人が一定の期間に限り実施する補助事業、受託事業等に関しては、当面は県派遣職員で対応することもやむを得ないとしても、設備投資支援事業等の恒常的な事業については、専門的なノウハウの蓄積を図る必要性が高いことから、プロパー職員を育成し、中小企業診断士の資格を取得させることなどにより、順次、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進することが必要である。

なお、当法人は、厳しい財務状況を踏まえ、平成20年10月から役職員の給与月額2%及び管理職手当3%を削減している。今後は、こうした人件費の見直しにより生じた財源で新たなプロパー職員への置換えを推進するなど、更なる経営努力も必要である。

(3) より効果的に事業を行うための実施事業の見直し

当法人は、数多くの事業を実施していることにより資金が分散化していることから、当委員会ではこれまで、「事業全体の見直しにより事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的に投資し、より効果的な事業を行うこと」を提言していた。

この点についてはこれまで、地域産業総合支援事業等に係る5つの会計を一本化したほか、これまでの各種助成事業を集約したことなどが確認された。

当委員会としては、当法人独自では事業の組み替えができない国や県の受託事業を数多く実施しているという制約がある中においても、できる限りの事業の集約化に取り組んでいることについては一定の評価をするものであるが、実施事業の中には実施件数が減少するなど事業効果が低下してきているものもあると思われるので、今後は、当法人及び県の所管課において、実施事業が効果的に機能しているかどうかについて検証した上で、より効果的に事業を行うために必要な見直しを行っていくべきと考える。

(4) 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上

ア 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上

当法人の設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金について、必要額を全額計上しておらず、「新公益法人会計基準にしたがって適切な貸倒引当金を計上すること」を提言していた。

当法人の平成20年度末における設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金の計上状況について確認したところ、貸倒引当金必要額を5億5,686万円と見積もっているが、貸倒引当金は3億821万円しか計上されておらず、平成20年度末の引当不足額は2億4,865万円となっている。平成19年度末の引当不足額3億2,542万円からは縮小しているが、依然として適切な貸倒引当金の計上とはなっていない。

新公益法人会計基準では、「財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない」とされ、また、「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする」と規定されていることから、同基準にしたがって適切に貸倒引当金を計上し財政状態を明瞭に表示する必要がある。

また、当法人では、「貸倒引当金必要額を一括計上するための財源がないことから、その計上不足額については県と協議のうえ平成28年度を目途に計画的に解消する」旨の説明をしているが、貸倒引当金の計上には財源を一切必要としないことから、適切に対応する必要がある。

イ 設備・機械類貸与事業に係る未収債権の発生防止及び回収率の向上

県内の経済情勢は依然として厳しい状況にあり、未収債権の発生の増加が懸念されること、また、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努める必要があることから、平成20年度の報告書では、「貸与後のフォローアップを確実にを行うための人員体制を更に充実・整備すること、また、設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに、未収債権の回収を確実に進めるための債権回収マニュアル等を整備し、債権管理の適正化に万全を期す必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、大口貸与先や自己査定に基づく要注意先以下の貸与先などを対象として、事後指導等により決算書類を入手しながら経営状況を把握し、経営改善策についてアドバイスなどを行い、未収債権の発生防止に努めていること、また、平成21年度においては、県派遣職員3名、プロパー職員3名の計6名の人員体制（前年度と同数）で貸与審査、債権回収、自己査定等の業務を遂行しているとのことであった。

平成20年度の未収債権の状況は、次の表のとおり貸倒償却によって未収債権残高は減少しているものの、依然として回収額よりも発生額が多い状況が続いている。

【平成18年度～平成20年度の未収債権の状況】

(単位：千円)

区 分	年度当初未収債権額	左の回収額	発生額	償却額	年度末未収債権額
平成18年度	898,527	33,787	68,277	105,903	827,114
平成19年度	827,114	42,410	69,836	72,103	782,437
平成20年度	782,437	36,620	41,888	119,822	667,883

【設備・機械類貸与事業の貸与件数・金額の状況】

(単位：件、千円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		増加率(20/18) (金額ベース)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
機械金属工業	13	177,945	15	300,385	3	55,755	68.7
軽工業	4	46,191	4	43,104	3	21,430	53.6
繊維工業	0	0	2	12,335	0	0	0.0
農林水産業	10	81,491	9	92,585	9	131,657	61.6
鉱業	2	69,200	1	18,000	0	0	皆減
その他	36	641,722	38	569,799	22	464,309	27.6
合 計	65	1,016,549	69	1,036,208	37	673,151	33.8

設備・機械類貸与事業は、上表のとおり、県内の厳しい経済情勢を反映して平成20年度は平成18年度及び平成19年度と比較し新規貸付件数・金額ともに減少している一方、未収債権の発生の増加が懸念されるため、当委員会としては、貸与後のフォローアップを確実にするための管理体制を更に充実・整備する必要があると考える。

当法人の貸与関係事業は、現状では経営が厳しいものの今後において発展が見込まれる県内の小規模企業等や創業者にも貸付機会を与えているため、貸与リスクが高いことについては、ある程度やむを得ないが、貸与審査や債権回収等についてはリスク軽減のため適切に取り組む必要がある。当該業務をより適切に遂行していくには、貸付業務に精通し専門的な知識・経験を豊富に有する人材を専門職として迎える必要がある。

いずれにしても、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努める必要があることから、引き続き、設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに、未収債権の回収を確実に進めるための債権回収マニュアル等を整備するなど、債権管理の適正化に向けて実効性のある取組が求められる。

(5) 設備貸与事業会計及びオーダーメイド型貸工場事業会計における適正な人件費の計上

平成18年度の包括外部監査で指摘されていたことであるが、設備貸与事業会計については、決算時に各会計の収支尻をゼロとするために、会計間の人件費の振替えが行われており、また、オーダーメイド型貸工場事業については業務量を反映した適正な人件費の配分となっていないものと認められたため、これら事業会計を含めた当法人の事業会計全体について、平成20年度の報告書では、「実態を反映した経費の配分が決算書に反映されるよう措置を講ずる必要がある」ことを提言していた。

当法人では、各事業会計すべてがそれぞれの人件費を賄うための管理費を有しているわけではないので、各事業会計単位で人件費を適正配分し計上することは困難であるが、今後の課題として、県と協議しながら検討していきたい、としている。

事業を実施する職員の人件費については、事業ごとに事務分担が決まっていることから、当該事業に係る会計に配分する必要があるが、また、管理費については職員数に応じて配分するなど、経理規程に明文化し、又は会計処理マニュアル等を制定し、実態を反映した経費の配分が決算書に反映されるよう措置を講ずる必要がある。

(6) 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との連携強化

当法人は、本県産業のより一層の活性化を進めていくため、既存産業の活性化とともに新産業や新事業の創出を支援し、本県産業の活性化と活力ある地域づくりに寄与することを目的とし、多岐にわたる事業を実施しているが、他の支援を行う団体と連携・役割分担し、他団体の持つ情報や専門性を活用することができれば、当法人の事業展開がより効果的なものとなることが期待される。

そのため、平成20年度の報告書では、「産業振興の観点からすれば、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団とは事業展開の方向性は同一であることから、当法人のコーディネーター等を活用し、両法人の実施事業を互いに補完し合うことができるよう引き続き業務連携を強化しつつ、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との統合を一定の視野に入れた検討を進めること」を提言していた。

この点について、当法人から、平成20年度において当法人のコーディネーターを財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の事業検討委員会に参加させるなど、業務連携に取り組んでいるとの説明があった。

財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との連携強化を進めていくことによって、より効果的・効率的に業務を実施していくのであれば、その目的を達成するため、両法人それぞれが事業を実施するに当たって互いに補完し合うための仕組みや役割分担等について、しっかりと検討を深めていただきたい。

2 財団法人青森県国際交流協会

1 法人の概要

(平成21年6月9日現在)

代表者職氏名	会長 塩越 隆雄	県所管部課名	商工労働部 国際交流推進課	
設立年月日	平成3年4月1日	基本財産	477,550千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	基本金組入額		462,550千円	96.9%
	青森県		15,000千円	3.1%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	12名	0名	
	監事	2名	0名	
	職員	9名	2名	県派遣1名
業務内容	国際交流・国際協力に関する啓発及び活性化事業 国際活動団体、ボランティア等への支援及び連絡調整 在住外国人に対する支援事業 国際交流・国際協力に関する情報収集・提供事業			
経営状況 (平成20年度)	経常収益	39,164千円	(その他参考)	
	経常費用	44,086千円	県からの補助金	5,401千円
	(うち事業費	20,702千円)	県からの受託事業収入	14,349千円
	当期経常増減額	4,922千円		
	当期一般正味財産増減額	4,922千円		

2 沿革

青森県は、平成2年3月に「青森県国際交流推進大綱」を定め、21世紀に向けて行政・民間国際交流団体等の進むべき方向を明らかにし、とりわけ本県における国際化進展のためには民間レベルでの国際交流の活発化が重要であるとの認識のもと、本県における国際交流推進の中核組織として、民間及び市町村と一体となって財団法人青森県国際交流協会(以下「旧国際交流協会」という。)を平成2年9月に設立した。

その後、旧国際交流協会は、県営体育施設の管理運営を行う財団法人青森県スポーツ振興事業団と統合することとなり、平成15年3月に旧国際交流協会をいったん解散し、平成15年4月から同事業団が旧国際交流協会の事業を引き継ぎ、名称を「財団法人青い森みらい創造財団」に変更した。

平成18年4月に、財団法人青い森みらい創造財団が管理運営を行ってきた県有施設について指定管理者制度が導入されることを契機として、同財団は、国際交流に関する事業のみを行うこととなり、名称を「財団法人青森県国際交流協会」に変更した。

3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度末をもって県職員の派遣を取りやめ、独立民営化が図られたことから、平成19年度からは当委員会による点検評価の対象外となっていたが、県は、当法人に対して平成21年2月から再び県職員1名を派遣し、そのことにより、今年度の点検評価の対象となったものである。

(1) 独立民営化に向けた体制の整備

再び県職員を派遣することとなった経緯等について県の所管課から確認したところ、当法人においては、平成20年6月に専務理事職を廃止し、常勤の会長と常勤職員2名、臨時職員2名の体制で運営していたが、平成21年1月に常勤職員1名が退職したことに加え、平成21年2月には会長も退任することとなり、常勤職員1名と臨時職員3名のみ体制となる事態となったことから、早急に当法人の業務運営体制の立て直しを図る必要が生じ、県としては、当法人からの要請を受け、緊急避難的な措置として、県職員1名を当法人の事務局長として派遣することとなったとのことであった。また、今後については、県職員の派遣期間は平成21年度末までを予定しており、その間に、当法人の業務運営体制を確立し軌道に乗せていく予定であるとのことであった。

当法人において役職員の予定外の退任・退職が相次いだという事情があるにせよ、独立民営化してからわずか2年で当法人のみでは対応できない状況となり、再び県職員を派遣せざるを得ない事態となったことについては、非常に残念である。今後について、県の所管課の説明によれば、平成22年度からは、新たに選任する常勤役員に事務局長を兼務させ、常勤職員も3名とするなど、当法人の組織体制を強化し、再度、当法人の独立民営化を図るとのことであるが、独立民営化するに当たっては、当法人が継続して自力で運営していけるという見通しが必要であり、そのためには、当法人及び県の所管課において、今回再び県職員を派遣せざるを得ない事態となった原因等についてあらためて総括した上で、当法人の独立民営化後の業務運営体制並びに事業内容について十分に協議・検討し、慎重に準備を進める必要がある。

(2) 日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりの検討

平成18年度に行った点検評価において、当委員会からは、当法人の業務運営体制を踏まえ、「日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりを検討すること」を提言していた。この点について、今回、再確認したところ、当法人からは、定期的な監査については、監事及び会計事務所による監査を年2回実施していること、また、日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりについては、当面、事務局長による業務管理の徹底やプロパー職員に対する事務処理ルールの周知徹底を行うこととしており、来年度には、内部監査関係規程を整備し、定期的な内部監査を実施する予定であることが報告された。

内部監査の実施は、適正な法人運営を保つために重要な事項である。当法人においては、来年度実施予定とのことであるが、可能な限り速やかに内部監査を実施できるよう、早急にその準備を進める必要がある。

(3) 中・長期経営計画の着実な実施

今年度、当法人においては、平成22年度以降の基本財産運用益及び会費収入が平成20年度実績並みで推移するという現実的な収入を見込んだ上で、事業費及び人件費を平成20年度実績よりも抑制し収支均衡を図るといった内容の新たな中・長期経営計画を策定したところである。

基本財産運用は、平成18年度から基本財産4億7,755万円のうち4億円を元本保証の仕組債で運用しており、平成20年度末時点で5,600万円の含み損がある。今後の為替動向によっては低利で推移する可能性もあり、厳密なリスク管理が要求される。

前述したとおり、当法人は、平成22年度に再度独立民営化されることが予定されているところであり、今後、当法人が適正な運営管理を確保していくためには、新たな中・長期経営計画を着実に実施していく必要がある。

3 社団法人青森県観光連盟

1 法人の概要

(平成21年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 林 光男	県所管部課名	商工労働部観光局新幹線交流推進課		
設立年月日	昭和62年7月1日	出 資 金	20,500千円		
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率	
	青森県		6,000千円	29.3%	
	弘前市		500千円	2.4%	
	むつ市		500千円	2.4%	
	つがる市		500千円	2.4%	
	青森市		400千円	2.0%	
	八戸市		400千円	2.0%	
	五所川原市		400千円	2.0%	
	青森県商工会議所連合会		300千円	1.5%	
	青森県商工会連合会		300千円	1.5%	
	青森県町村会		300千円	1.5%	
	組 織 構 成	区 分		人 数	うち常勤
理 事		45名	2名	県派遣1名、県OB1名	
監 事		2名	0名		
職 員		37名	15名	県派遣7名	
業 務 内 容	観光・物産・郷土芸能及び産業の紹介及び宣伝、観光客の誘致促進、観光客受入体制の推進、観光資源の調査研究、観光関係団体等との連携及び情報交換、青森県観光物産館(アスパム)の管理運営等				
経営状況 (平成20年度)	(旧)社)青森県観光連盟)				
	当期収入	71,000千円			
	当期支出	72,347千円			
	(うち事業費	67,694千円)			
	当期収支差額	1,347千円			
	(旧)社)青森県産業振興協会)		(その他参考)		
	経常収益	355,388千円	県の土地・施設等使用料に係る減免試算額		
	経常費用	382,872千円	125,623千円		
	当期経常増減額	27,484千円			
	当期一般正味財産増減額	27,768千円			

2 沿革

青森県が21世紀に向けて大きく飛躍するためには地場産業の振興が急務であり、各産業を始め、観光、物産、郷土芸能等を総合的に紹介し、県内外から広く誘客し、より本県を理解してもらう場となる「青森県の顔」として県民が誇れる施設の建設が県内各界から強く要請されていた。

そこで、県、市町村、関係団体等が総力を結集し、本県産業振興の拠点となるよう、将来をも展望した施設として「青森県観光物産館」（愛称：アスパム）を建設することとし、アスパムを建設・運営する法人として(社)青森県産業振興協会が設立された。

その後、平成22年12月に予定される東北新幹線全線開業を絶好の機会と捉え、開業効果を広く観光関連産業に波及させていくため、県内市町村、観光関係団体など官民の力を統合・結集し、これまで以上に本県観光情報の発信、誘客対策の推進、観光客受入体制の整備、コンベンションの誘致、アスパムを拠点とした他施設との連携などに積極的に取り組み、総合的かつ効果的な観光振興の事業展開を図ることを目的に、平成21年4月に社団法人青森県観光連盟、社団法人青森県産業振興協会、青森県大規模観光キャンペーン推進協議会が統合し、当法人が発足した。

3 課題と点検評価

当法人については、統合前の旧社団法人青森県産業振興協会の平成19年度の報告書において提言した事項も踏まえ、次の2点について点検評価を行った。

(1) 経営健全化に向けた一層の経営努力

旧社団法人青森県産業振興協会について、平成19年度の報告書では、収入増加及び経費削減に努めていると認められるものの、経営状況から判断すると一層の経営努力が必要であることから、「給与等の引き下げを含め効率的な運営に努めるとともに、東北新幹線全線開業を契機としたアスパム入館者数の増加、収入の増加に積極的に取り組む必要がある」とこと、また、「事業ごとの収支（損益）を把握し、費用対効果の観点から事業の見直しや実施方法の改善を行う必要がある」とことを提言していた。

当法人における統合後の4事業会計のうち、「観光振興会計」及び「キャンペーン事業会計」については、その収入の大部分を県からの補助金又は委託料若しくは負担金で賄っているが、「観光物産館管理運営事業会計」及び「観光物産館駐車場管理等運営事業会計」は、当法人の管理運営費の主要を賄う自主財源事業を行っている。そのため、当法人が健全な財務状況を維持するためには、両事業会計における収入確保及び経費削減への取組が重要となるが、その状況は次の表のとおり、平成17年度以降、「観光物産館管理運営事業会計」は赤字が続いており、両事業を合わせても赤字額は増加傾向にある。

【年度別の正味財産増減額の状況】

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
観光物産館管理運営事業会計	15,751	23,609	15,966	27,709	28,139
観光物産館駐車場管理等運営事業会計	4,401	3,942	6,331	4,116	371
合 計	11,350	19,667	9,635	23,593	27,768

また、観光物産館管理運営事業会計に係る実施事業ごとの収支の把握については、平成20年度の一般観覧、貸会議室、貸イベントホール及び地場セレクト等について実施されており、その状況は次の表のとおりとなっている。

【実施事業ごとの収支の状況】

(単位：千円)

区 分	一般観覧	貸会議室	貸イベントホール	地場セレクト
事業活動収入	24,067	42,922	18,386	40,502
事業活動支出	24,643	33,870	15,143	38,938
事業活動収支差額	576	9,052	3,243	1,564

当法人は、収入増加の取組として、 ワンドリンクカード特典の対象範囲の拡大、 青森港に入港する客船向けの特典企画の設定、 駐車場の24時間営業の継続と夜間バス駐車利用のPR、 冬季の大型観光ツアーに向けた観覧利用の企画の売込みなどの取組と併せ、年間を通じて本県の「食」をテーマにした各種イベントを展開し誘客に努めたことにより、イベント開催中には成果をあげたところであり、一方、経費削減については、当委員会の提言を踏まえ、専務理事の年間報酬額を平成20年4月から削減したところである。

なお、青森県観光物産館(アスパム)の総利用者数は、次の表のとおり、過去5年間において年間100万人を上回る実績を挙げているものの、有料入館者数は確実に減少しており、アスパム全体の館内収入が減少傾向で「観光物産館管理運営事業会計」が赤字であるため、今後においても実施事業全般にわたり、継続的に事業の見直しや実施方法の改善に努めるなど、一層の経営努力が必要である。さらに、今後とも当期正味財産増減額の好転が見込めない場合には、給与の引下げを実施することも検討する必要がある。

【年度別のアスパム総利用者数等の状況】

(単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総利用者数	1,016,590	1,076,765	1,235,750	1,281,538	1,168,380
有料入館者数	63,532	59,511	62,876	61,469	57,142

当法人は、平成21年4月に新たな法人として業務をスタートしたところであり、今後は、財務状況の改善を視野に入れながら効果的・効率的に事業を実施していくことを期待するものである。また、アスパムは、本県の産業、観光と物産及び郷土芸能等に関する総合的な情報を発信する県内唯一の施設であり、その魅力を高め、特に、東北新幹線全線開業を契機として、青森市、県及び関係諸機関と連携を取りながら、入館者数の増加、収入の増加に積極的に取り組んでいきたい。

(2) 経営の自立化に向けた取組

平成22年12月の東北新幹線全線開業を控え、当法人の設立目的である「県内市町村、観光関係団体など官民の力を統合・結集し、これまで以上に本県観光情報の発信、誘客対策の推進、観光客受入体制の整備等に積極的に取り組み、総合的かつ効果的な観光振興の事業展開を図る」ため、現在、当法人においては県職員の派遣及び県からの補助金や委託費を受けながら様々な事業を実施しているところであり、将来的に自立した法人経営を行っていくためには、収入確保と経費削減に努めながら、現時点から計画的に取り組むことが求められるが、当法人が平成21年7月に策定した中・長期経営計画書によると、県職員の派遣は、大型観光キャンペーンを実施する平成23年度までは8名、平成24年度から平成27年度までは4名の見込みとなっている。

県派遣職員の見込みについて、当法人から、統合前の旧(社)青森県観光連盟の事業は、県からの受託事業や補助事業が大半を占め、これらの事業を県職員が兼務して実施してきたが、統合後の当該事業について引き続き当法人が実施するに当たり、県職員以外に業務遂行のためのノウハウを有する人材が当法人にいないこと、また、平成21年度から平成23年度にかけて東北新幹線全線開業に係る大型観光キャンペーンの実施に当たっては、官民一体となった取組が必要であ

ることから、県からの人材の支援が不可欠である一方で、その後の県派遣職員の引き揚げについては、当法人としても大きな課題として認識し、必要な取組を進めていきたいと考えている、との説明があった。

また、これに関連し、当法人から、プロパー職員の育成について、財団法人日本交通公社に職員を派遣し、観光業務の専門的な知識や業務の進め方について研修する機会を与えていることや、職員の観光分野におけるネットワークを構築する観点から、県以外にも青森市、七戸町から職員の派遣を受けているほか、ＪＲとの連携した業務展開を進めるため、今年７月よりＪＲ東日本から職員の派遣を受け入れるなど、単にアスパムの管理運営だけでなく、アスパムを軸に当法人の観光事業をより発展的に行うための取組を様々な機会を捉えて実施している、との説明があった。

当法人では、今後３年間で当法人の将来の方向性を見出すことを目指しているとのことであるが、当委員会としては、当法人が将来的に自主自立した経営をできるだけ早期に実現することが望ましいものとする。そのため、県派遣職員の引き揚げが円滑に行われるようプロパー職員の育成をさらに進めながら、県の所管部局と十分に協議し、経営の自立化に向けた取組を計画的かつ積極的に進めていく必要がある。

4 社団法人青い森農林振興公社

1 法人の概要

(平成 21 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 一戸 洋次	県所管部課名	農林水産部 構造政策課
設立年月日	昭和 46 年 4 月 13 日	出 資 金	10,200 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	5,100 千円	50.0%
	弘前市	360 千円	3.5%
	つがる市	340 千円	3.3%
	青森市	260 千円	2.5%
	十和田市	260 千円	2.5%
	五所川原市	240 千円	2.4%
	八戸市	220 千円	2.2%
	東北町	200 千円	2.0%
	青森県信用農業協同組合連合会	200 千円	2.0%
	むつ市	180 千円	1.8%
	組 織 構 成	区 分	人 数
理 事		14 名	1 名
監 事		2 名	0 名
職 員		49 名	29 名
備 考	県OB 1 名		
業 務 内 容	農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等		
経営状況 (平成 20 年度)	経常収益	2,722,963 千円	(その他参考)
	経常費用	2,716,212 千円	県からの補助金
	当期経常増減額	6,751 千円	県からの無利子借入金
	当期一般正味財産増減額	6,488 千円	県からの受託事業収入
			県の損失補償
		14,602,893 千円	

2 沿革

当法人は、昭和 46 年 4 月に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成 15 年 4 月に、財団法人青い森振興公社(平成 15 年 3 月解散)の分収造林事業及び林業労働力確保事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

なお、青森県酪農振興センターについては、平成 18 年 4 月から指定管理者制度が導入されているが、当法人が指定管理者に指定され、引き続き管理運営を行っている。

3 課題と点検評価

平成20年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 分収造林事業の欠損見込額縮小のための適切な対応

分収造林事業（当法人と森林所有者が分収造林契約を結び、当法人がスギ等を造林し、下刈、間伐等の適切な保育管理を行い、将来伐採したときにその収益を当法人と森林所有者とで分収する事業）は、当初、収益事業として始まったものであるが、現在では、事業の収支条件が大幅に変化し、収益事業として存続することはもはや困難な状況にあり、平成19年3月に知事に提出された「青森県分収造林のあり方検討委員会最終報告書」においても県行造林への移行が提言されている。

こうした経緯を踏まえ、平成20年度の報告書では、「分収造林事業を巡る国等の動向について注視しつつ、分収造林事業を県行造林へ移行した場合における県民負担の状況等と併せ、分収造林事業のあり方について県としての方向性をできるだけ早期に県民に説明すべきである」ことを提言していた。

また、平成20年度に行われた分収造林事業の長期収支試算によると、経営期間最終年度の平成68年度において約276億円の欠損が生じる見込みとなっていたことから、「経費削減の徹底及び収入確保対策の推進を図り、最終的な欠損見込額の縮小に努めること」を提言していた。

これらの分収造林事業に関する提言への取組状況については、次のとおりである。

ア 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行

県の分収造林事業を担当する林政課からは、県行造林への移行について、県としては今後の抜本的対策の有力な選択肢の一つとして認識し、現在、県行造林に移行する際の課題について検討しているが、昨年度中に、国において、第三セクター等の整理や再生に必要となる経費について起債対象とする特例措置の検討を開始したこと、昨年11月に、国が「林業公社の経営対策等に関する検討会」を創設し、利子負担の軽減策等について、具体的な検討を進めたこと、などの動きがあったことから、これらの動向は、分収造林事業の今後のあり方を判断する上で極めて重要であるため、それらの検討内容を注視してきたとの説明があった。また、今年度は、6月に「林業公社の経営対策等に関する検討会」から公社を存続又は廃止する際の起債措置の活用や、公社借入金の利子負担軽減など、公社の経営改善対策に関する国の支援の方向性が示されたものの、具体的な内容等については、引き続き国と地方が協議していくこととされたことから、今後示される支援策の内容を見極め、県民負担の最小化の視点を持ちつつ県としての方向性を明らかにしていく、との説明があった。

イ 分収造林事業の欠損見込額縮小に向けた経費削減の徹底及び収入確保対策の推進

平成21年8月に試算した「長期収支見通し」を見ると、欠損見込額が約307億円となり、平成20年度に試算した欠損見込額約276億円に比べると約31億円の拡大となっている。

当法人からは、その主な理由として、昨年9月以降の世界同時不況の影響を受け、国内の住宅着工戸数が大幅に減少し、それに連動して木材価格も大きく下落したことが挙げられるとの説明があった。

また、当法人からは、経費の削減策として、森林の持つ公益的機能の維持発揮が求められている中であっても、これまで事業の見直し、事業量の削減等を実施してきており、林業施業上限界に近づいているものの、債務を少しでも抑制するため、1回目の間伐作業（切捨て間伐）について、作業内容が類似し、かつより安価な除伐作業の歩掛りを用いて事業費を積算することにより発注コストの削減を図るなど、現在の森林整備の水準を維持しながら、より経済的に事業を進めるよう工夫を重ねていることや、青森県森林組合連合会が輸送コストの削減を目的として輸送船

をチャーターして進めている「海上輸送」にも積極的に参画するなど、間伐材の販路拡大にも取り組んでいるとの説明があった。

当委員会としては、当法人が分収造林事業により整備してきた森林資源は、木材の生産機能に加え、貯水、洪水緩和、土砂崩れの防止、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収など多くの公益的機能を有していることは認識できるが、当法人の分収造林事業が将来の県民に多大な負担を強いるものであってはならず、長期収支見通しによる欠損見込額の縮小に努め、県民負担を最小化する必要があることから、分収造林事業の定期的な長期収支試算及び分収林の果たす重要な機能等に関する情報を公表・提供し県民から広く理解を得ながら、人件費のさらなる削減を含む経費削減の徹底及び収入確保対策の推進、更には、県行造林への移行を含むあらゆる方法を検討し、適切に対応する必要がある。また、林政課からのコメントにもあるように、作業発注方法について国から競争入札推進の指導があったことから、その具体的方法の検討に着手し、コスト削減に取り組むことも必要である。

なお、県行造林への移行及び県への債務継承を提言した「青森県分収造林のあり方検討委員会」の最終報告書が提出（平成19年3月）されて2年以上が経過したことを考慮すれば、当委員会の基本的な考え方としては、分収造林事業を県行造林へ移行した場合における県民負担の状況等と併せ、分収造林事業のあり方について県としての方向性をできるだけ早期に県民に説明すべきであると考え。ただし、今後の国と地方の協議によって示される支援策の内容が県民負担の軽減につながる可能性があるとするれば、当面はその動向を見極める必要もあると考えられる。

(2) 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消

当法人の経営健全化のためには、滞納小作料及び長期保有農地の解消と新規発生の防止が課題となっていた。当法人においては、これらの課題に対し、平成19年度から新たな保証金・保証人制度を導入し、滞納小作料及び長期保有農地の発生防止に努めているとともに、引き続き債権管理・回収専門員2名と現地駐在員2名を配置し定期的に巡回・交渉を行ったほか、法的手続を7件実施し、滞納小作料及び長期保有農地の解消に努めている。

その結果、平成18年度から平成20年度までにおける滞納小作料及び長期保有農地の状況は、次のとおりとなっており、平成20年度は、滞納小作料及び長期保有農地ともに、新規発生よりも解消が多く、平成18年度以降、金額ベースで前年度よりも着実に減少している。

【滞納小作料の状況】

(単位：人、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		損失処理		期末	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成18年度	95	196,775	75	37,107	47	26,454	4	2,628	88	183,495
平成19年度	88	183,495	76	31,482	38	23,475	2	1,638	79	173,850
平成20年度	79	173,850	66	23,342	32	19,060	3	4,986	77	164,582

滞納小作料の人数について、期中における増減が期末の数字に反映されない理由は、滞納金額に付随する滞納者数をそれぞれ計上しているためである（例えば、滞納者が期中において滞納額の一部でも償還すれば解消人数を1人として計上するが、この場合は期末時点でもなお滞納額が残っているため、期末においても滞納者として計上している。次の長期保有農地の件数についても、同様の理由から期中における増減が期末の数字に反映されていない。）。

【長期保有農地の状況】

(単位：件、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		期末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成18年度	44	520,824	13	130,114	5	63,503	36	454,213
平成19年度	36	454,213	15	160,586	2	22,794	23	316,421
平成20年度	23	316,421	9	181,863	6	68,480	22	203,038

農村会計のうち農地保有合理化事業等一般会計については、当期一般正味財産増減額が平成17年度 154,276千円、平成18年度 176,213千円と2年続けて大幅なマイナスとなったが、先に述べた長期保有農地の解消や一時貸付用地の売却、滞納小作料の回収が進んだことにより、平成19年度は27,354千円にとどまり、平成20年度は9,707千円の黒字化を達成したところである。

【今後5年間の一般正味財産増減額の見込み】

(単位：千円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
当期一般正味財産増減額	3,038	17,172	5,868	5,857	9,527
一般正味財産期末残高	147,714	130,542	124,674	130,531	140,058

今後の滞納小作料及び長期保有農地の発生及び解消次第では、将来において一般正味財産がマイナスとなり、農地保有合理化事業の継続に支障を来すおそれも否定できないものの、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び発生防止に関する当法人の取組については、昨年度に試算した一般正味財産増減額の見込みと比較しても改善されており、高く評価できるものである。この成果の大きな要因となった国の「農地保有合理化緊急売買促進事業」については、平成22年度までの実施期間において積極的に活用するほか、リスク回避対策や債権回収対策を引き続き徹底することにより、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び発生防止が更に促進されることを期待したい。

また、当法人からは、これまで農地保有合理化事業の一時貸付事業については長期保有農地の発生リスクが高いため、平成17年度から事業量を毎年度2haずつ減らしながら事業規模を縮小し、リスク軽減を図ってきたが、本事業に係る収入は当法人の自主財源となるものであり、今後の法人経営の安定化、経営基盤の強化の観点からは、リスク軽減策とは言え事業規模を一律に減じたままでは今後の法人経営が成り立たなくなるおそれがあり、また、担い手農家や農業委員会から本事業に対する継続等の要望が寄せられているとの事情説明があった。このため、これまで行ってきた一律2haずつ削減することについては、これを取り止めるとともに、農家が本事業を利用し易くするための貸付期間の5年間から10年間への延長と、当法人の収入を確保するための一時貸付手数料の見直しを検討していること、そして、本事業を今後推進していくに当たっては、これまで蓄積してきたリスク回避対策をさらに見直しながら行うことで、当法人の収入を安定的に確保し、経営基盤の確立及び持続可能な法人運営を実現していきたいとの説明があった。

当委員会としては、当法人の経営基盤の強化と安定的な法人運営が期待できるのであれば、事業規模縮小を廃止したことや、貸付期間の延長及び貸付手数料の見直しを検討することに意義はあると考えるが、本事業の貸付期間の見直しにより10年後の売却リスクが増大することには留意する必要がある。例えば、10年間の貸付けに当たっては、中間年以降において貸付先の経営内容を検討し、事業の継続を見直す等の契約条項を加える、又は保証金の増額や定期的な貸付先の情報入手を行う等によりリスク軽減対策を徹底する必要がある。

いずれにしても、当法人が自主財源を安定的に確保するために様々な努力を払っている経営姿勢は評価されるべきであり、こうした取組が当法人の経営基盤の強化と安定的な法人運営に結びつくことを望むものである。

(3) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施

青年農業者等育成センター事業については、全体的に計画に対する実績が低いので、平成20年度の報告書では、「本事業について一層の周知徹底に努め、より効果的かつ効率的な事業の実施に取り組むこと」を提言していた。

この点について、当法人から、ホームページの充実や農業雑誌、求人雑誌等で事業のPRに努めたほか、首都圏で開催される就農相談会や県内市町村の農業祭、農業高校に出向いての就農相

談会等を実施した結果、相談件数等は平成19年度の126件に対し、平成20年度は267件と大幅に増加したことの説明があった。また、平成20年度は、ホームページに農業生産法人の求人情報等の掲載や農業法人等合同就職面接会の開催等により県内農業生産法人への就職が11件成立したことが報告された。一方で、就農支援資金や新規就農促進資金の平成20年度の需要実績は、ほぼ前年度並みとなっており、平成20年度当初の計画に対し下回る実績となっていることが報告された。

当センター事業の積極的な活動により、相談件数及び農業生産法人等への就職斡旋件数は大幅に増加した一方で、新規就農等に係る貸付金額は伸び悩んでいることから、今後ともより効果的・効率的な事業の実施に努め、実績に結びつけて欲しい。

5 青森県土地開発公社

1 法人の概要

(平成21年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 竹内 剛	県所管部課名	県土整備部 監理課	
設立年月日	昭和48年3月31日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	10,000千円	100.0%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	7名	3名	県派遣1名 県OB1名 理事長及び専務理事は青森県道路公社及び青森県住宅供給公社併任
	監事	2名	0名	青森県道路公社及び青森県住宅供給公社併任
	職員	20名	16名	県OB1名
業務内容	地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う公有地取得事業、内陸工業団地の用に供する一団の土地の造成を行う土地造成事業及び地方公共団体等の委託に基づき土地の取得のあっせん等を行うあっせん等事業			
経営状況 (平成20年度)	事業収益	805,121千円	(その他参考)	
	事業利益	75,613千円	準備金合計	194,314千円
	経常利益	52,509千円	県からの補助金	46,465千円
	当期利益	52,436千円	県からの受託事業収入	70,311千円
			県の債務保証	2,096,358千円

2 沿革

高度経済成長期においては、土地の高騰は深刻な問題であり、地方公共団体が行う公共事業においても用地の取得に事業費の相当部分が費やされるなど、事業の効率が著しく低下していた。

このような状況に対処するため、全国の地方公共団体では将来の公有地となるべき土地を先行取得しておくため、公益法人を設立するようになり、本県においても、昭和45年2月5日、財団法人青森県土地開発公社が設立された。その後、昭和47年10月、必要な土地の先買いに関する制度及び地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的とする土地開発公社の創設等を内容とした「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき昭和48年3月31日に上記財団法人が組織変更して青森県土地開発公社となった。

以来、当法人は、県による債務保証のもと民間の金融機関から自由に資金借入れができ、将来に必要な土地を値上がり前に確保できるという公社制度の利点を生かしながら、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行い、本県の社会資本整備の進展に寄与してきたところである。

なお、平成14年4月1日から当法人、青森県道路公社及び青森県住宅供給公社の管理部門が統合されるとともに理事長及び専務理事も併任とされ、現在に至っている(青森県住宅供給公社は平成20年度末をもって解散)。

3 課題と点検評価

平成20年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 長期的視点に立った当法人のあり方の検討

近年の公共事業の減少等により当法人の業務量は減少しており、当法人の組織体制や業務内容が従前の状態では、将来にわたって当法人の経営が成り立っていくことは困難であると考えられたことから、長期的な視点に立った当法人のあり方の検討の必要性について、これまで提言を行ってきたところである。このことについては、平成20年度の点検評価において、当法人に委託する県の用地取得業務の割合を当時の3割程度から将来的には6割程度に増やすことで当法人の業務量を確保し、当法人を存続させていくという内容の県の所管課の方針が示されたが、同時に示された当法人の収支見込みについて確認したところ、県の用地取得業務の全体量が当時と同程度で推移するという見込みに基づいて作成されたものであったことから、平成20年度の報告書においては、「公共事業の減少は続くものと予想されることであり、今後、所管課においては、現在の方針で当法人の経営が成り立っていくかどうかについて、さらに慎重に検討する必要がある」ことを提言していた。また、その収支見込みどおりに推移したとしても、当法人の経営が黒字で安定するという内容ではなかったことから、「当法人においては、県からの受託業務量の増大等に安住することなく、多方面にわたって積極的な営業活動を行い、業務量の確保に努めていく必要がある」ことについても提言したところである。

これらの点のうち、当法人の経営が成り立っていくかどうかの見込みについては、県の所管課から、新たに平成25年度までの当法人の収支計画表が提示され、その期間については黒字経営が可能であることが説明された。昨年度との変更点は、平成20年度末をもって解散した住宅供給公社から権利の譲与を受けた共同ビルの賃料が新たに収入に加算されて赤字を解消する計画であり、当法人に委託する県の用地取得業務の見込額は昨年度のものと同額であったため、その考え方を確認したところ、県の所管課としては、今後県の用地職員の減員が見込まれることから、公共事業の全体量が減少しても、収支計画で見込んだ程度の業務量を公社に委託していく必要があると判断しているとのことであった。

また、多方面からの業務量確保のための取組については、当法人から、国直轄事業関係について、青森河川国道事務所に対して定期的に要望・協議を行うとともに情報収集にも努めていることが説明された。

県の所管課の説明を踏まえると、当法人は、今後、県の用地取得業務の半分以上を担う中核的組織として、その役割を果たしていくこととなる。したがって、平成25年度以降も県の所管課において相応の用地取得業務が見込まれるかは不透明ではあるが、当面、当法人においては、県の所管課と十分に協議した上で、県の用地取得業務を効果的・効率的に行うために必要な業務運営体制の整備を進めるとともに、当法人が安定した経営を維持していけるよう、収支計画と実績を常に対比しながら、業務量の確保に努めていく必要がある。

また、今後、県の所管課においては、当法人の本来業務である土地の先行取得業務の増加が期待し難い情勢であることを考慮し、当法人の存廃を含め、当法人の存在意義について検討していく必要がある。

(2) 青森中核工業団地の分譲の促進

青森中核工業団地造成事業について、共同事業主である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、旧地域振興整備公団が行っていた工業再配置等業務を平成25年度末まで行うことができるとされている。しかし、平成26年度以降に機構がこの事業を継続できるかどうかは明確ではなく、平成25年度末までに青森中核工業団地の分譲が完了しない場合には事業全体が県に移管される可能性があること、また、分譲があまり進んでいないという状況が確認された

ことから、平成20年度の報告書では、「平成25年度末までに青森中核工業団地を完売することは極めて困難な状況であることから、今後は、引き続き青森中核工業団地の分譲等に取り組むと同時に、平成25年度末までに完売できない場合の対処の仕方等について、関係機関と十分に検討しておく必要がある」ことを提言していた。

この点について、青森中核工業団地造成事業を所管する県の工業振興課からは、分譲を促進するため、県、青森市及び機構が協議会を設置して県内外の企業に対するアンケートや企業訪問、新聞広告によるPRなど様々な企業誘致活動を展開するとともに、平成17年度には、平均25%の分譲価格引き下げを実施したほか、県、青森市においては企業立地を促進するための補助金等の優遇制度の充実を図るなど様々な取組を行っていること、また、小区画の需要が高いことから、平成20年度には、大区画を分割して小区画を9区画造成し、平成21年9月から、造成した小区画について公募を開始したことなどが説明された。

これらの取組にもかかわらず、平成21年9月30日現在の青森中核工業団地の工業専用地域と準工業地域を合わせた分譲等の割合はリースによる立地を含め30.1%にとどまっており、平成25年度末までに青森中核工業団地を完売することについては、依然として極めて困難な状況である。今年度の点検評価において、平成25年度末までに完売できない場合の対処の仕方等に関する検討状況を確認したところ、今年度中に、県、青森市及び機構で協議を開始する予定であるとのことであったが、県は、青森中核工業団地造成事業に関する当法人の金融機関からの借入金残高及びその約定利子と遅延利息に対して債務保証を行っていることから、対処の仕方等によっては、県財政への影響が生じることも考えられるところである。したがって、県においては、適切な方策を早期に県民に開示し、県民の理解を得ながら対応策の検討を進めていく必要がある。

6 財団法人青森県建設技術センター

1 法人の概要

(平成21年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 千葉 要	県所管部課名	県土整備部 整備企画課	
設立年月日	昭和51年4月1日	基本財産	3,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		3,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	14名	2名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	60名	50名	県OB6名
業務内容	建設事業に関する調査、研究及び技術的支援並びに公共施設の下水道維持管理等			
経営状況 (平成20年度)	経常収益	1,524,110千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,353,064千円 (うち下水道維持管理等に係るもの 1,052,836千円)	
	経常費用	1,404,906千円		
	当期経常増減額	119,204千円		
	当期一般正味財産増減額	123,538千円		

2 沿革

昭和50年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図ることを目的に、昭和51年4月に、当法人は設立された。

一方、昭和62年4月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成3年4月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うとともに、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成2年4月に財団法人青森県下水道公社(以下「下水道公社」という。)が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成14年4月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

3 課題と点検評価

平成20年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化

当法人については、平成17年度末をもって県職員の派遣を取りやめ平成18年度からはプロパー職員のみによる運営が行われていること、また、県から補助金等の財政的な支援を受けていないことから、経営の独立民営化が図られているところであり、収支の状況も安定しているところである。しかしながら、当法人の収入は、その大半を県からの受託事業収入が占めており、公共事業が今後も減少していくであろうことを考えると、現在の県からの受託事業量を将来的に維持できる保

証はないと考えられたことから、平成20年度の報告書では、「当法人の経営基盤の安定のためには、やはり、業務の対象範囲を拡大していくことが重要であり、今後も営業活動の強化に努めていただきたい。また、現在は、当法人の技術力が高いという理由から、当法人が多くの県業務を受託しているところであるが、将来的に、民間の技術力が向上し、民間でも県の業務を受託できるようになると、民間と競合することになるので、その場合に備え、常に職員の技術力の向上に努めていくことも必要である」ことを提言していた。

この点について、当法人から、業務の対象範囲を拡大していくための取組として、理事長をトップにした営業活動チームを編成し、当法人の役割や技術力等を市町村・民間等にアピールしており、その結果、県以外からの受託事業収入の受託事業収入全体に占める割合は34.4%とほぼ前年並みを維持したこと、また、職員の技術力向上のための取組として、職員の資格取得を奨励しているほか、各種講習会等の積極的な受講を促していることが報告された。

公共事業の全体量の減少が続いているという社会情勢の中にあって、当法人は、経営の独立民営化が図られた後、毎年度1億円以上の黒字を計上している。これは、当法人が営業活動の強化による収入の確保や人件費の見直しを含む経費の削減に懸命に取り組んできた結果であり、当委員会としては、その取組を評価するものである。今後も引き続き、安定した経営を維持していくため、経営基盤の一層の強化に努めていただきたい。

(2) 新公益法人制度改革への適切な対応

新公益法人制度改革への適切な対応の必要性について、特に、当法人に関しては、事業の大半が収益事業であり、公益性についての認定を受けることは極めて困難であると考えられたことから、平成20年度の報告書では、「今後、当法人においては、新公益法人制度の公益財団法人へ移行する場合を想定して新公益法人制度についての情報収集を行うと同時に、一般財団法人や株式会社へ移行する場合も想定して対応を十分に検討しておく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、当法人と同様の団体が全国的に存在し、大半の団体において、収益事業である積算・施工管理事業による収入が事業収入の大部分を占めていることから、新公益法人制度改革への対応は、これらの団体における共通課題となっており、現在、これらの団体で組織する全国建設技術センター等協議会において、積算・施工管理事業の公益目的事業への適合性に関して統一的な方向性を見いだすべく検討作業が進められているとの説明がなされた。また、当法人が移行する法人形態については、現時点では、公益財団法人が念頭にあるものの、他の法人形態も排除しているわけではなく、それぞれの法人形態に移行した場合のメリット・デメリット等を踏まえて、どの法人形態に移行すべきかについて検討を進めていく予定であることが報告された。

当法人においては、平成24年度からの法人形態の移行を目指しているとのことであるが、公益財団法人に移行する場合には申請から認定まで一定の期間を要することを考えれば、検討の時間はあまり残されていない。今後は、できるだけ早期に方針を決定し、そのために必要な事業内容等の見直しを図るなど、計画的に準備を進めていく必要がある。

7 青森県道路公社

1 法人の概要

(平成21年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 竹内 剛	県所管部課名	県土整備部 道路課	
設立年月日	昭和50年4月1日	出資金	8,235,500千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	8,235,500千円	100.0%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	3名	2名	県派遣1名 県OB1名 理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任
	監事	2名	0名	青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任
	職員	18名	10名	県派遣2名 県OB1名
業務内容	「みちのく有料道路」、「青森空港有料道路」、「第二みちのく有料道路」の管理運営等			
経営状況 (平成20年度)	当期収益 (うち業務収入)	1,761,054千円 1,751,507千円	(その他参考) 県からの無利子借入	1,831,793千円
	当期費用 (うち償還準備金繰入額)	1,758,237千円 699,207千円	県の債務保証・損失補償	13,783,431千円
	当期利益	2,817千円	償還準備金繰入額は、道路事業における当期利益である。	

2 沿革

本県においては、東北縦貫自動車道弘前線が昭和49年度から建設され、更に、むつ小川原開発の進展が期待される中、各圏域を結ぶ道路の整備が必要となっていた。また、自動車交通量の激増に対して道路整備が遅れていたため、既存道路の慢性的交通混雑の緩和及び将来の交通需要の増大に対処するための道路整備が必要であった。

交通需要の増大に対応し、その波及効果を高めるためには、巨額の資金を投入して道路を短期間に整備する必要があったが、従来の公共工事による道路整備では資金や建設の進捗に制約があることから、地方道路公社法に基づき、そのメリットである民間資金を活用して短期間で道路を整備し、有料道路方式によりその建設資金の回収を図るという方策が採られることとなった。

こうした中、当法人は道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うために昭和50年4月に設立され、みちのく有料道路(昭和55年供用開始)、青森中央大橋有料道路(昭和61年供用開始)、青森空港有料道路(昭和62年供用開始)、第二みちのく有料道路(平成4年供用開始)を建設し、その管理運営等を行っていたが、青森中央大橋有料道路については、平成18年3月31日に料金徴収期間が終了し、平成18年4月1日から無料開放されたため、現在は残る3つの有料道路の管理運営等を行っている。

なお、平成14年4月1日から当法人、青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社の管理部門が

統合されるとともに理事長及び専務理事も併任とされ、現在に至っている（青森県住宅供給公社は平成20年度末をもって解散）。

3 課題と点検評価

平成20年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

（1）次期中期経営プランの策定

当法人が管理運営する有料道路の利用台数及び料金収入は建設当初の計画を大幅に下回っており、料金収入で回収することとなっている建設費に係る長期債務については、料金徴収期間内での返済が困難な状況になっている。当法人においては、債務削減のための取組として、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「中期経営プラン」（以下「プラン」という。）を策定したところであるが、その後の道路料金収入はプランをも下回り、プランに掲げる収支差を確保するために道路料金収入の不足を経費の削減で補うという構図が毎年度続いてきたこと、また、道路料金収入は年々減少しており今後増加していくことは考えにくい情勢にあったことから、平成20年度の報告書では、「当法人においてプランの見直しを検討する必要がある」ことを提言していた。また、当法人が管理運営している3つの有料道路のうち、みちのく有料道路については、平成22年11月に料金徴収期間が終了する予定であることから、「料金徴収期間終了時における残債務の処理方法を早期に検討し、県民の理解を得ながら対応していく必要がある」ことも提言したところである。

この点について、当法人からは、「100年に1度の経済危機」とも言われる社会経済情勢の中で、当法人が管理運営する有料道路の料金収入も急激に減少しており、ここ1～2年の料金収入のデータはプランの見直しに用いる将来見通しの材料としては適さないと考えられること、これに加えて、現行のプランの計画期間は平成21年度までとなっており、見直しに係る計画期間が残り少ないことから、プランの見直しについては実施しないこととしたことが報告された。

また、県の所管課からは、地方の有料道路の経営改革に関する様々な手法を検討するため、道路政策に精通した専門家5名で構成する「青森県有料道路経営改革推進会議」を平成21年6月に設置し、現在、同会議において本県の有料道路の経営改革に関する検討が行われていること、同会議における検討結果については平成21年12月頃に知事に提言される予定となっていることが説明された。

当法人及び県の所管課においても認識しているとおり、当法人で今後策定する次期中期経営プランの内容、みちのく有料道路の料金徴収期間終了時における残債務の処理方法については、いずれも同会議の提言に大きく影響を受けるものと考えられる。したがって、当法人の次期中期経営プランは同会議の提言を待って策定されることとなるが、策定に当たっては、同会議の提言を踏まえながら、現行プランと実績との間に乖離が生じたことを教訓に、実現可能な収支計画を立て、着実に実施していく必要がある。また、みちのく有料道路の料金徴収期間終了時における残債務の処理方法については、県において、同会議の提言内容と県の考え方を県民に対して十分に説明し、県民の理解を得ながら対応を進めていく必要がある。

（2）維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保

当法人においては、道路についてはできる限り部分補修等の必要最小限の維持・補修方法を実施し、受配電設備については既設備の耐用年数を最大限活用して更新するなど、道路の維持管理費の大幅な削減を実施してきたところであるが、そのような維持管理費の削減方法においては、道路の短期的な延命化を図るための維持・補修工事はできるとしても、長期的な延命化を図るための予防保全には着手できず、将来にわたって続けていくことはできないと考えられたことから、平成20年度の報告書では、「道路の安全性及び利便性の維持・確保については、引き続き適切に対応していくよう」求めるとともに、「今後は、道路の長期的な延命化を図るための予防保全の観点を踏ま

えて計画的に維持・補修工事等を実施する必要がある」ことを提言していた。

今年度の点検評価において、平成20年度の維持管理費の実績を確認したところ、計画的な維持・補修工事費は、舗装道維持修繕費や受配電設備改修工事費等の節減により、プランを約1億2千万円下回っていたのに対し、経常的経費については、落石やトンネル天井板の剥離落下等の緊急対策費の増により、プランを約5千万円上回っている状況であった。トンネル天井板の剥離落下等の緊急対策費が増えているという状況を見ると、当法人における維持・補修費の削減は限界に近づいており、やはり、道路の長期的な延命化を図るための予防保全の観点を踏まえた計画的な維持・補修工事等を実施する必要があると考えられたところである。

この点について、当法人からは、平成21年度において、県から当法人に対し、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した約10億円の補助金が交付され、当法人においては、この補助金を使用してトンネル安全対策・橋梁耐震対策・防雪対策などの維持・補修工事を実施し、有料道路のさらなる安全性及び利便性の確保が図られることとなったことが説明された。

有料道路の維持管理費の大幅な削減を続けてきた当法人にとって、今回10億円もの補助金が交付されたことは、大きな助けとなるものであり、これにより、当面の対策は施されるものと考えますが、今後、当法人においては、今回の補助金があくまでも臨時的な措置であることを認識し、道路の長期的な延命化を図るための予防保全の観点を踏まえ、維持・補修工事を計画的に実施していく必要がある。

8 財団法人青森県フェリー埠頭公社

1 法人の概要

(平成21年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 林 忠男	県所管部課名	県土整備部 港湾空港課
設立年月日	昭和47年12月7日	基本財産	20,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	20,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	7名	2名
	監事	1名	0名
	職員	11名	9名
業務内容	フェリー埠頭の建設、改良、維持及び修繕、事務所、店舗、福利厚生施設その他の建設及び管理等		
経営状況 (平成20年度)	当期収入	869,514千円	(その他参考) 県からの無利子借入金 553,925千円
	当期支出	619,823千円	
	当期純利益	249,691千円	

2 沿革

昭和40年代において、フェリーの需要は急増の傾向にあり、また、船舶航行の安全対策、背後地の交通混雑緩和、騒音防止、港全体の効率的な利用という面からもフェリー専用埠頭を緊急に整備する必要があった。

フェリー埠頭は、その運用形態はもとより、安全性やサービス面において特殊性を有し、埠頭の運営に当たっては、企業的手法が必要とされるため、昭和47年12月に、青森県が2千万円を出捐し、当法人が設立された。

その後、昭和49年に青森港フェリー埠頭が、昭和57年八戸港フェリー埠頭が、それぞれ供用開始された。

3 課題と点検評価

平成20年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) フェリーの利用促進及び経営合理化の推進

当法人が将来にわたって経営を持続していくためには、各船会社の経営の安定が必要であるが、各船会社は、輸送量の減少、燃料費の高騰等に加え、平成21年度以降は、東日本フェリー株式会社のフェリー運航事業からの撤退に伴う棧橋等賃貸料の負担の増加など、非常に厳しい経営を強いられることが予想され、当法人の経営にも大きな影響があると考えられたことから、平成20年度の報告書では、「引き続き各船会社とともにフェリーの利用促進に努めることともに、平成21年度以降の新たな棧橋等賃貸料については、各船会社の経営状況を勘案すれば、収入の大幅な減少を前提とし、かつ、最大限の経費削減策を織り込んだ中長期的な当法人の経営計画を策定し、抜本的な経営の見直しに危機感を持って取り組む必要がある」ことを提言していた。

当法人からは、東日本フェリー株式会社の事業撤退により、平成21年度以降の青森港に係る

棧橋等賃貸料に関する東日本フェリー株式会社を除く3船会社との協議において、各船会社の理解が得られるよう、当法人としての新たな事態を踏まえた経営の合理化、経費の節減等について徹底的な見直しを進めながら交渉した結果、平成20年度の報告書で掲げた懸案事項については、以下のとおり解決を見たとの説明があった。

ア 東日本フェリー株式会社のために当法人が整備した施設に係る経費の取扱

当法人が平成8年度に実施した第1バース埠頭施設改造工事に要した経費に係る償還残560,130千円は、東日本フェリー株式会社から平成20年度中に一括返済を受けたところであり、また、平成19年度に実施した高速船2隻の導入に対応した可動橋の改造工事に要した経費については、東日本フェリー株式会社から業務を引き継いだ道南自動車フェリー株式会社から平成39年9月までの17年間にわたり利息を含み分割して支払われることとなった。

イ 3船会社との平成21年度以降の棧橋等賃貸料の契約

3船会社との新たな棧橋等賃貸料契約にあたり、法人側の経費削減を徹底すること、各船会社が負担する修繕及び災害復旧の引当金を今後5年間にわたり免除することにより、平成21年度からの棧橋等賃貸料は平成20年度と比較し25%の減額とする内容で契約した。

ウ 高速フェリー専用ターミナルの取扱

道南自動車フェリー株式会社から継続使用の要望が出されたことを受け、当法人において検討した結果、平成21年度以降の継続使用について許可したところである。

その他、耐震問題の解決に向けて新ターミナルビルの建設に着手する一方で、当法人の厳しい経営環境を踏まえ、平成21年4月からは役員の報酬月額5%、職員の給料月額の2~3%の削減を行っている。

また、当法人が東日本フェリー株式会社の撤退を受けて平成21年度に策定した中・長期経営計画書には、上記に述べた取組を織り込んでおり、その内容を見ると、平成20年度までの剰余金額の水準からは大幅に落ち込むものの、黒字を維持できる見通しであることが確認された。

以上述べたとおり、当法人の経営環境の激変を乗り越える努力は評価できるものである。

ただし、今後の物流や旅客数が大きく伸びることは社会経済情勢を勘案すれば期待できないことから、当法人においては今後とも経費節減を行いながら、収入確保に向けた各船会社の経営安定につながるフェリー利用の促進策について、各船会社及び関係機関と連携して、強力に進めていかなければならない。

9 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

1 法人の概要

(平成21年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 山崎 奉戴	県所管部課名	エネルギー総合対策局 原子力立地対策課	
設立年月日	平成元年3月20日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		10,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	17名	1名	
	監事	3名	0名	
	職員	4名	3名	県派遣2名
業務内容	むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取組に対する必要な資金の助成等			
経営状況 (平成20年度)	経常収益	1,599,065千円		
	経常費用	1,796,250千円		
	当期経常増減額	197,185千円		
	当期一般正味財産増減額	196,058千円		

2 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成元年3月20日、当法人が設立された。

なお、設立に当たっては、電気事業者からの寄付金を前提として、県の全額出捐により設立されており、基本的に当法人の事業は基本財産1千万円(県出捐金)、基金50億円(電気事業連合会からの寄付金)、借入金50億円(利息は日本原燃株式会社負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

3 課題と点検評価

平成20年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 事業の選択と助成の集中の推進

県内の市町村、産業団体、地域団体が行う地域活性化や産業振興等に資する事業に関し、その事業費を助成する「地域・産業振興プロジェクト支援事業」(以下「プロジェクト支援事業」という。)については、より効果が期待できると考えられる事業に重点的に助成を行うよう、当法人が取組を進めてきたところであるが、平成20年度の報告書では、「今後も引き続き、事業の選択と助成の集中を進める」よう提言するとともに、この取組を進めるに当たっては、申請しても採択されない事業がこれまでよりも増えていくことも考えられたことから、「事業の審査基準を明確にするとともに審査過程を透明化することにより、審査の公平性を示す必要がある」ことを提言していた。

当法人からは、これらの点のうち、事業の選択と助成の集中の推進については、前年度に引き続き、「雇用の確保」や「起業化」に結びつくことが期待できる事業及び東北新幹線全線開業に対応した事業を優先的に採択し重点的に助成を行ったこと、これに伴い、イベント事業及びこれまで長期にわたり支援してきた事業の相当数を見送ったことが説明された。また、事業の審査基準の明確化については、助成事業の募集に当たって、「雇用の確保」及び「起業化」に結びつくことが期待できる事業を重点的に支援することや「成果目標が数値で示されており事業効果がトレースできるものを優先する」ことなどを記載内容とする事業採択の方針を示していること、審査過程の透明化については、応募のあった事業の採択・不採択の理由等がわかるように記載した審査結果を記録として残すこととしたことが説明された。

事業の選択と助成の集中については、平成19年度実施事業から、助成事業の件数を絞り込むとともに、助成金額の上限を廃止して、プロジェクト支援事業が効果的に機能するよう努めており、当委員会としては、その取組を評価するものである。また、事業の審査基準の明確化及び審査過程の透明化については、一定の取組は行われているものの、当法人から説明のあった審査結果記録は、公開を目的として作成しているものではなく、当法人内での使用を目的として作成しているものであり、審査過程の透明化を図ったとまでは言えない状況であるので、今後、審査基準の点数化やホームページでの公表など、可能な手法等について、さらに検討していただきたい。

なお、プロジェクト支援事業のうち、財団法人むつ小川原産業活性化センターに対する助成事業及び六ヶ所村まちづくり協議会に対する助成事業については、一般助成事業とは別枠で行われているが、今後、これらの助成事業についても、さらなる事業内容の精査や事業実績の検証、会計の適正性の確認などを通じ、助成事業の効果的な実施が図られるよう取り組んでいただきたい。

(2) 他団体との協調・連携

当法人が助成を行うに当たって、他の支援を行う団体と連携・役割分担し、他団体が持つ情報や専門性を活用して、助成事業に対して一貫した支援を各段階において行うことができれば、当該助成事業を確実にステップアップさせていくことが可能となるのではないかと期待されることから、当委員会では、他団体との協調・連携の必要性について、これまで、提言を行ってきたところである。

これを受け、当法人においては、財団法人21あおり産業総合支援センターや県の地域県民局等との連携を図るなど、取組を進めてきたところであるが、さらに県内の3大学（弘前大学、青森公立大学、八戸大学）を訪問し、当法人の事業をPRするとともに、今後の連携についての協議を行ったこと、また、このような取組の結果、平成21年度実施のプロジェクト支援事業に係る応募件数は、平成20年度より30件増の163件となっており、効果があらわれてきていると認識していることが説明された。

他団体との協調・連携については、対象を広げることにより、幅広い分野における助成事業の掘り起こしが期待されることから、今後も取組を進めることを望むものである。

(3) 当法人のあり方の検討

当法人の常勤役職員は、理事長及び職員3名の合計4名のみであり、助成事業の掘り起こし、助成事業実施期間中のフォローアップ、助成成果の検証について、当法人のみで十分に実施することは困難であると考えられたことから、平成20年度の報告書では、「今後は、当法人がより効果的な助成事業を実施していくためにはどのような体制が望ましいのかについて、検討を進める必要がある。特に、財団法人21あおり産業総合支援センターに関しては、産業振興の事業を行っているという点では、当法人と方向性が同一であることから、当法人のあり方については、両法人の実施事業を互いに補完し合うことができるよう業務連携を進めつつ、財団法人21あおり産業総合支援センターとの統合を一定の視野に入れ、引き続き所管課及び関係団体と検討を進めていく必要がある」と提言していた。

この点について、当法人からは、より効果的・効率的な事業実施を図るため、財団法人21あおもり産業総合支援センターとの業務連携強化を検討していること、そのひとつとして、平成20年度末には、財団法人21あおもり産業総合支援センターの職員を当法人のプロジェクト事業検討委員に委嘱しており、今後の助成事業の採択に当たって、同センターの知見・ノウハウを活かしてもらおうこととしたことが説明された。

財団法人21あおもり産業総合支援センターとの統合については、当法人としては、現在のところ、実現は困難と考えているとのことであるが、同センターとの業務連携強化により効果的・効率的な事業実施を図ろうとしているのであれば、その目的を達成するため、両法人それぞれが事業を実施するに当たって互いに補完し合うための仕組みや役割分担等について、しっかりと検討を深める必要がある。

(4) 財産運用に係る体制の整備

当法人の経営は、そのほとんどが運用財産(100億円)の利息収入並びに電気事業連合会及び日本原燃株式会社からの寄付金により行われており、当法人は、事業及び法人運営に必要な財源を確保するため、金利変動の傾向を考慮しながら、基金を運用している長期国債の集約化や買換、定期預金の入札による切替を行うなど、運用財産の効率的な運用に努めてきたところであるが、平成19年度の点検評価において、当法人では資金運用に係る規程等が整備されておらず、国債買換に当たっては、大手証券会社からのアドバイスを受けながら理事長と事務局長が協議し、買換を行う額やタイミングを判断して決定していたことが確認されたことから、平成19年度の報告書において、財産運用に係る体制の整備が必要であることを提言したところである。

その後、平成20年度の点検評価において、当法人が平成20年3月に資金運用管理規程を整備したことが確認されたが、整備した規程の内容は最低限必要な部分のみを定めた非常に大まかなものであり、また、当該規程中にある「資金運用委員会」の構成等の具体的な運用部分が定まっていないなど、当法人の財産運用に係る体制の整備については、まだ不十分な状況にあると考えられたことから、平成20年度の報告書では、「今後は、「資金運用委員会」の構成等の具体的な運用部分について早期に決定するとともに、必要に応じて当該規程の内容についての見直しを行うなど、当該規程を実効性あるものとし、財産運用に係る体制の整備に努める必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、当法人の理事長を委員長とし、これに地元2銀行から各1名、大手証券会社2社から各1名、税理士1名、当法人の事務局長を加えた合計7名の委員で構成する「資金運用委員会」を平成21年5月に設置したこと、今後有価証券の買換等を行う際には、基本的にこの「資金運用委員会」を開催し、委員の意見を聞いた上で、最終的には理事長が運用を判断することとしたことが説明された。また、資金運用管理規程については、今年度、運用できる預金及び有価証券の種類を追加するとともに、有価証券による運用を行う場合の留意点をこれまでよりも詳細に定める内容の改正を行ったことが説明された。

言うまでもなく、資金の運用は、当法人の経営上非常に重要な事項であり、当委員会としては、今回整備した体制を当法人が適切に運用し、当法人の健全な経営が今後も維持されることを期待するものである。

10 八戸臨海鉄道株式会社

1 法人の概要

(平成21年6月30日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 田村 幸雄	県所管部課名	企画政策部 新幹線・交通政策課	
設立年月日	昭和45年7月30日	資本金	570,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	日本貨物鉄道(株)		220,000千円	38.6%
	青森県		165,000千円	28.9%
	三菱製紙(株)		115,000千円	20.2%
	八戸市		55,000千円	9.6%
	八戸製錬(株)		10,000千円	1.8%
	八戸鉄工団地協同組合		5,000千円	0.9%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	取締役	9名	3名	県OB1名
	監査役	4名	1名	
	社員	91名	91名	
業務内容	八戸臨海鉄道線(八戸貨物駅～北沼駅間)における貨物輸送業並びに日本貨物鉄道株式会社及び青森県鉄道管理事務所からの受託業務等			
経営状況 (平成20年度)	営業収益	879,897千円	(その他参考)	
	営業利益	19,975千円	県からの受託事業収入	413,895千円
	経常利益	27,688千円	(青い森鉄道線鉄道施設保守等業務)	
	当期純利益	26,815千円		

2 沿革

昭和39年、八戸地区は新産業都市に指定され、以来、同地区は工業用地の造成、港湾の整備等が進み、臨海工業都市として飛躍的な発展を遂げた。特に第二臨海工業地区は、主要企業の進出、設備拡充も順調に進み、この地区に集積される貨物の輸送体制の早急な整備、確保が要請されるに至った。

このため、八戸臨海工業地帯に集積される貨物の鉄道輸送を行うため、日本国有鉄道(昭和62年分割民営化により、現在は日本貨物鉄道(株))、青森県、八戸市及び進出企業が出資する第三セクターとして、昭和45年7月に当法人が設立された。

設立当初は臨海工業地帯の企業の貨物輸送のみであったが、トラック輸送の急増及び大量海上輸送の影響による収入減に対応し、安定した収入を確保するため、日本国有鉄道(現在は日本貨物鉄道(株))からの業務を受託するようになったほか、平成14年12月からは、青い森鉄道線(目時・八戸間)の開業に伴い、同線の鉄道施設保守等業務を県から受託している。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 業務運営体制の再構築

平成18年度点検評価実施時点において、当法人は、社員80人中48人が50歳以上であり、

退職者の再雇用制度を有効に活用しながら、社員を新規採用し、年齢構成の偏りの解消と技術の継承を行うことが課題となっていたことから、平成18年度の報告書では、「社員の新規採用と技術の継承に当たっては、将来の業務量、人員構成、人件費負担の軽減効果等を踏まえ、時機を逸することなく、計画的に行うこと」を提言していた。

当法人においては、平成14年12月から青い森鉄道線（目時・八戸間）の鉄道施設保守等業務を県から受託して実施しており、将来、青い森鉄道線の青森延伸後には八戸・青森間の鉄道施設保守等業務も受託したいと希望し、その将来像に向けて業務運営体制の整備に努めてきたところである。

しかしながら、県においては、平成22年12月に予定される青い森鉄道線の青森延伸の時期に合わせ、県が保有する青い森鉄道（線路、駅舎等の鉄道施設）について指定管理者制度を導入し、その際には青い森鉄道株式会社を保守管理主体とする計画となったことが、今年度の点検評価において確認された。

県の計画どおりに進めば、青い森鉄道線の青森延伸後は、現在当法人が実施している青い森鉄道線（目時・八戸間）の鉄道施設保守等業務についても青い森鉄道株式会社が保守管理主体となり、そのことによって、当法人としては、現在の収入の5割程度が失われるとともに、人員に余剰が生じる事態となる。この見込みを反映し、当法人が今年度策定した中・長期経営計画においては、平成22年12月以降は青い森鉄道線（目時・八戸間）の鉄道施設保守等業務を実施しないこととして、収支を縮小し、人員についても大幅に削減する計画としている。これらの内容について、当法人から確認したところ、収支の縮小については、平成23年度以降は、当面の間、年間1千3百万円程度の赤字が続くことが避けられないが、平成20年度末で利益剰余金が2億5千5百万円以上あるので、それを充てていく予定であること、また、人員の削減については、現在青い森鉄道線（目時・八戸間）の鉄道施設保守等業務に要している人員20名をそのまま削減する計画であり、削減に当たっては、青い森鉄道株式会社への転籍やJR東日本からの出向者数の減などにより対応できる見込みであることが説明された。

このように、青い森鉄道線の青森延伸の時期を境に、当法人の経営環境は大きく変化することとなる。当法人においては、当面の間、赤字経営が避けられないとしても、できるだけ早期に黒字経営に転換できるよう、平成23年度以降の業務量及びその業務を行うのに必要な組織体制等を見極め、業務運営体制の再構築を図る必要がある。

（2）持続可能な給与制度の確立

当法人は職員の年齢層が高く、現行の年功序列型賃金制度では人件費が経営を圧迫していくことが懸念されていたことから、平成18年度の報告書では、「当法人は、年功序列型賃金制度や人事評価制度の見直しについて検討しているが、業務の専門性及び特殊性に配慮し、人件費が将来の経営を圧迫することのないよう、持続可能な給与制度の確立に努めること」を提言していた。

この点について、当法人からは、夏季及び年末手当について会社への貢献又は損害等の実績を加味した支給制度としたほか、一部管理職手当について見直しを行ったが、年功序列型賃金制度の見直しについては組合の同意が得られず苦慮していること、また、（1）に記載した事情から業務運営体制そのものの見直しが急務となり、給与制度の見直しについては今後のスケジュールを見込めない状況であることが説明された。

当委員会としては、当法人において業務運営体制の見直しが急務であることについては十分理解するものであるが、当法人が経営を持続させていくためには、給与制度の見直しが必要であることに変わりはないことから、業務運営体制の見直しと並行して、持続可能な給与制度の確立に引き続き取り組むよう望むものである。

1 1 青い森鉄道株式会社

1 法人の概要

(平成21年7月1日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 関 格	県所管部課名	企画政策部 並行在来線対策室
設立年月日	平成13年5月30日	資本金	2,900,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	1,995,300千円	68.8%
	青森市	221,200千円	7.6%
	八戸市	189,100千円	6.5%
	日本貨物鉄道(株)	100,000千円	3.4%
	東京中小企業投資育成(株)	50,000千円	1.7%
	(株)青森銀行	30,000千円	1.0%
	(株)みちのく銀行	30,000千円	1.0%
	日本風力開発(株)	30,000千円	1.0%
	三沢市	28,400千円	1.0%
	東北町	28,000千円	1.0%
組織構成	区 分	人 数	うち常勤
	取締役	12名	3名
	監査役	3名	1名
	社 員	65名	55名
業 務 内 容	東北新幹線八戸開業と同時にJR東日本から経営分離された並行在来線「目時・八戸間」を経営区間(青い森鉄道線)とする旅客鉄道業		
経営状況 (平成20年度)	営業収益	359,999千円	(その他参考) 青森県鉄道施設条例の規定に基づく線路使用料の減免措置(279,756千円)を受けている。
	営業利益	53,085千円	
	経常利益	57,789千円	
	当期純利益	58,821千円	

2 沿革

東北新幹線盛岡・八戸間の開業に伴い、並行在来線となる東北本線盛岡・八戸間については、JR東日本から経営分離され、第三セクター方式で線路を存続させることとなった。そして、鉄道事業を行う第三セクターとして目時・八戸間を経営区間とする青い森鉄道株式会社(平成13年5月30日設立)と盛岡・目時間を経営区間とするいわて銀河鉄道株式会社(平成13年5月25日設立)が設立された。

その後、運賃値上げ、経営の合理化等の諸条件の整備を行い、平成14年12月の東北新幹線盛岡・八戸間開業と同時に青い森鉄道株式会社目時・八戸間が開業した。

なお、青い森鉄道線は、青森県が第三種鉄道事業者として鉄道施設の所有及び保守・管理を行い、青い森鉄道株式会社が第二種鉄道事業者として旅客輸送を行う「上下分離方式」により事業実施されている。

今後、平成22年12月の東北新幹線全線開業により、青い森鉄道線も青森まで延伸されることとなっている。

3 課題と点検評価

平成17年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 収支改善に向けた取組の強化

当法人に対する県の支援策として、県に納付すべき線路使用料の範囲内で当期純損失相当額の減免が行われているが、平成17年度の点検評価において、当法人が策定した中期経営計画を確認したところ、平成17年度から平成20年度まで、県から線路使用料の全額免除を受けたとしても当期純損失が毎年度発生するという内容であったことから、平成17年度の報告書では、「県財政への一層の負担を極力回避すべく、当法人自ら最大限の経営努力をし、収支改善に努めること」を提言していた。

今年度の点検評価において、平成17年度以降の当法人の経営状況を確認したところ、毎年度、線路使用料の全額免除を受けているものの、平成17年度は約1千7百万円の赤字、平成18年度は約3百万円の赤字、平成19年度は約1千7百万円の赤字、平成20年度は約5千9百万円の赤字であった。収支改善に向けた取組について、当法人からは、経費の圧縮やJR各社への働きかけ等による収入確保に努めてきたものの、JR企画商品に係る収入は減少し、平成20年3月の寝台特急減便により大幅な減収となったほか、他の旅客運輸収入の減少も続いていることが説明され、収益及びサービスの向上を図るため、平成20年度に営業戦略プロジェクトチームを設置して、ロゴマーク・イメージキャラクターの公募や各種定期券の新規開発、施設提携の割引サービスに取り組みなど、県財政への一層の負担を極力回避すべく努力していることが報告された。

また、平成22年12月に予定される青い森鉄道線の青森延伸に向けての準備状況についても確認したところ、県の所管課からは、当法人において必要となる初期投資費用23億円について出資金をもって充てることとし、そのため、県、市町村及び民間による出資の増(うち県分は約16億6千5百万円増)を実施したこと、当法人の運営体制強化を図るため、平成20年4月から、県職員1名を派遣していることなどが報告された。なお、県においては、青い森鉄道線の青森延伸の時期に合わせ、県が保有する青い森鉄道(線路、駅舎等の鉄道施設)について指定管理者制度を導入し、その際には当法人を保守管理主体とする計画としているとのことであり、現在、青森延伸後の運賃の決定や運行体制の確立など、収支見込みの基礎となる事項について、国・県・JR東日本等・当法人が協議を進めているとのことであった。

当法人は、東北新幹線全線開業を見据えて、その並行在来線を維持存続し、地域住民の足を守るために設立・運営されているものであり、当委員会としては、その経営の困難さについて、当法人の取組だけでは克服し難い特殊性があることを理解するものであるが、やはり、当法人の経営悪化による県財政への一層の負担は極力避けるべきと考えることから、当法人に対しては、困難な経営環境の中にあっても収支改善に向けて最大限の努力を続けるよう求めるものである。また、青い森鉄道線の青森延伸に伴う指定管理者制度導入に関しては、当法人において、当法人が担う責任と期待される役割がますます大きくなっていることを十分認識するとともに、この機をとらえ、当法人の経営状況を改善していくことが望まれるところであり、そのためには、指定管理者制度導入後の収支及び体制に係る計画を早期に樹立し、その実現に向けて努力する必要がある。

(2) 沿線自治体、地域住民及びJR東日本等との協力体制の整備

当法人は、収益を上げるために、JR東日本等からの寝台特急列車の乗り入れ収入及び企画乗車券収入の確保等に努めているが、当法人による経営改善策だけでは限度があり、当法人の努力のみでは、これまでのサービス内容すべてを維持していくことは困難になっていくことが予想されたことから、平成17年度の報告書では、「当法人が地域住民の足を確保するため、懸命に努力をしていることを沿線自治体、地域住民及びJR東日本等に理解してもらい、その上で沿線自治体、地域住民及びJR東日本等との連携を強め、必要な協力を求めることによって、関係機関とともに地域

全体で地域の足を守っていくという体制を整備すること」を提言していた。

この点について、当法人からは、沿線自治体、県等で構成する利用促進協議会を通じ、沿線自治体のイベントと連携して鉄道利用者の誘客活動をすすめているほか、地域住民と連携した駅舎等の環境整備、沿線自治体と連携した駅放置自転車の撤去等の様々な活動に取り組んでおり、それぞれ効果をあげていること、また、ＪＲ東日本やＩＧＲいわて銀河鉄道との協力体制の強化にも取り組んでいること等について説明がなされた。

当委員会としては、当法人が様々な取り組みを行っていることを評価するものである。今後は、青い森鉄道線の青森延伸により青い森鉄道線の沿線となる範囲が広がることをも踏まえ、引き続き、沿線自治体、地域住民及びＪＲ東日本等との連携を図り、関係機関とともに地域全体で地域の足を守っていくという体制の整備に努めるよう望むものである。

1 2 財団法人青森県生活衛生営業指導センター

1 法人の概要

(平成 21 年 6 月 8 日現在)

代表者職氏名	理事長 西村 力	県所管部課名	健康福祉部 保健衛生課	
設立年月日	昭和 58 年 3 月 30 日	基本財産	5,160 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	1,500 千円	29.1%	
	青森県理容生活衛生同業組合	445 千円	8.6%	
	青森県美容業生活衛生同業組合	384 千円	7.4%	
	青森県社交飲食業生活衛生同業組合	350 千円	6.8%	
	青森県料理飲食業生活衛生同業組合	310 千円	6.0%	
	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	286 千円	5.5%	
	青森県すし業生活衛生同業組合	247 千円	4.8%	
	青森県公衆浴場業生活衛生同業組合	238 千円	4.6%	
	青森県クリーニング生活衛生同業組合	237 千円	4.6%	
青森県食肉生活衛生同業組合	234 千円	4.5%		
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	11名	1名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	4名	3名	県OB1名
業務内容	理・美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談と指導、同営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導等			
経営状況 (平成 20 年度)	経常収益	29,205 千円	(その他参考)	
	経常費用	29,581 千円	補助金	23,161 千円
	当期経常増減額	376 千円	(うち県からの補助金	12,554 千円)
	当期一般正味財産増減額	376 千円	受託事業収入	1,649 千円
			事務代行費	3,800 千円

2 沿革

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和 32 年 6 月法律第 164 号。以下「生衛法」という。)で規定する飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など 18 業種の営業を総称して、生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)と呼んでいる。

戦後の生衛業は過当競争気味となり、生衛業の多くが経営基盤の脆弱な中小企業者であったことから、正常な経営が阻害されるとともに衛生措置の低下が憂慮されるようになった。このため、昭和 32 年に環境衛生同業組合(のちに改名され「生活衛生同業組合」)や適正化規程等の過当競争防止策等を骨子とした「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」(生衛法の前身)が制定された。

その後、昭和 54 年には、生衛業を取り巻く環境の変化を踏まえ、経営の一層の健全化と利用者の利益を図ることを目的として、振興事業制度、標準営業約款制度、環境衛生営業指導センター(のちに生活衛生営業指導センター)制度等を内容とする法律の一部改正が行われた。

本県においては、昭和58年に当法人が設立され、国及び県からの補助金等により、生衛業の振興と利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、各種事業を行っている。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 組合加入率が低いという現状を踏まえた事業展開

当法人では、各種事業の周知等に当たって、主に、業種ごとに組織されている生活衛生同業組合の組織を活用する方法をとっていたが、営業者の組合離れが進み、各組合への加入率が低いという当時の状況においては、各組合を活用した事業展開では対象範囲が限られ、本県の営業者を幅広く対象とした事業展開を行うという当法人の設立目的が達成されないのではないかと懸念されたことから、平成18年度の報告書では、「組合加入率の向上策に対する支援を行うと同時に、現状を踏まえた効果的かつ効率的な事業展開について検討する必要があること」を提言していた。

この点について、当法人からは、各組合の加入率向上策に対する支援を続けているものの、組合加入者数は依然として減少傾向にあること、これを受け、当法人においては、実施事業を組合加入者以外にも周知するため、無作為に抽出した営業者に対してダイレクトメールを送付するなどの取組を行っていることが報告された。また、当法人から報告のあったこれらの取組の効果について確認したところ、こうした取組による効果は直ちにはあらわれにくいため、数値的な把握は困難であるとのことであったが、ダイレクトメールで案内した各相談事業における相談件数だけを見れば、むしろ減少しているという状況であった。

このように、組合加入率が低いという現状を踏まえた事業展開については、当法人の取組にもかかわらず、成果をあげていない状況にある。本県の営業者を幅広く対象とした事業展開を行うという当法人の設立目的を達成するため、当法人においては、今後、組合加入者以外に対する事業のあり方等について、引き続き検討を重ねる必要がある。

(2) 限られた人員及び予算における効果的な事業の実施

当法人の経営は国や県からの補助金等の収入の範囲内で行われており、事業内容に関する裁量の余地が少ないことが確認されたが、そのような条件においては、効果的な事業実施のための工夫が特に大切であると考えられたことから、平成18年度の報告書では、「限られた人員及び予算の範囲内で効果的かつ効率的に事業を実施していくため、職員の専門性が最大限に発揮されているかということを含め、当法人の本来の目的の達成のために、それぞれの事業が効果的に機能しているかということについて検証し、可能な限り事業の重点化に努めていくこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、国や県の予算の影響で補助金収入が年々減少している中で、当法人としては、効果的かつ効率的な事業の遂行がますます求められてきていると認識しており、そのため、各相談事業、衛生指導、講習会の事業に重点を置き実施していきたいと考えているとの説明があった。

今年度の点検評価において、当法人の実施事業の実績等を確認したところ、例えば、地区ごとに相談室を開設し融資や経理等に関する専門的な相談・指導を行う「地区生衛業相談事業」については、平成18年度は24件の相談件数であったものが、平成19年度は11件、平成20年度はわずか1件となっているなど、従前どおりの方法で継続実施することについて疑問が感じられる事業も見受けられた。また、当法人で実施している融資指導や経営指導については、近年、商工会議所等の当法人以外の機関でも行われるようになってきているとのことであり、これらの事業を今後も当法人で実施していく必要があるかどうかに関しては、検討の余地があるものと思料された。

当法人の組織体制は常勤役員3名、非常勤職員1名、人件費を除いた事業費は9百万円程度であり、ともに小規模なものであるが、当法人においては、各種相談・指導事業、標準営業約款事業、講習会等開催事業、生活衛生関係営業の振興事業など、その規模に比べ、非常に多くの事業を実施している。今後は、当法人及び県の所管課において、実施事業が効果的に機能しているかどうかについて検証した上で、取捨選択して真に必要な事業に絞り込み、重点的に実施していく必要がある。

(3) 専門性を有する組織・団体との連携

当法人は、営業者に対する経営指導等を通じ、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とした事業を行っていたが、将来的には営業者の経営再生支援など更に充実した事業展開を目標としていたことから、平成18年度の報告書では、「そのためには、県の経営支援課や(財)21あおり産業総合支援センターなど、専門性を有する組織・団体との連携が必要なこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、事業実施のための補助金が年々削減されてきていることから、現在のところ、経営再生支援等の新たな事業は実施できない状況であること、そのため、当法人においては、既存の事業について、関係機関との連携に努めており、日本政策金融公庫の融資制度改正説明会と当法人の経営講習会を共同で開催したほか、商工会議所や商工会連合会の研修会において当法人の事業のPRを行ったことなどが報告された。

前述したとおり、当法人の役職員は常勤役職員3名、非常勤職員1名であり、小規模な組織体制であることから、当法人単独で事業を実施するよりも、他の組織・団体と連携して事業を実施する方が望ましいと考えられる。当法人においては、今後も、関係機関との連携を図り、効果的・効率的な事業実施に努める必要がある。

1 3 社団法人青森県栽培漁業振興協会

1 法人の概要

(平成21年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 西崎 義三	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課		
設立年月日	昭和62年4月1日	基本財産	801,428千円		
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率	
	青森県		270,000千円	33.7%	
	沿岸市町村(22)		270,000千円	33.7%	
	漁業協同組合等(53)		261,428千円	32.6%	
組織構成	区分		人数	うち常勤	備考
	理事		18名	1名	県OB1名
	監事		3名	0名	
	職員		6名	6名	
	業務内容				
水産動植物の種苗(種卵を含む。)の生産、育成、放流及び配布、水産動植物の種苗量産技術の改善、水産動植物の放流による効果調査、栽培漁業に関する普及啓発等					
経営状況 (平成20年度)	経常収益	206,593千円	(その他参考)		
	経常費用	180,299千円	県からの補助金	23,444千円	
	(うち事業費	161,951千円)	県の土地・施設等使用料に係る減免試算額		
	当期経常増減額	26,294千円		23,415千円	
	当期一般正味財産増減額	25,914千円	県からの受託事業収入	4,393千円	

2 沿革

漁業を取り巻く内外の厳しい諸情勢のもとにあって、本県漁業の21世紀に向けた飛躍的な発展を図るためには、本県沿岸・沖合海域を最大限に利用した「つくり育てる漁業」を積極的に推進することが最も重要な課題であった。

そこで、沿岸漁業の中で主要な魚種であるヒラメについて、県、市町村、漁業団体、漁業協同組合及び漁業者が一体となって栽培漁業化を進めるため、昭和62年4月に当法人が設立された。

当法人は、全国初の試みとして、県、市町村及び水産業界が3分の1ずつ出資するとともに、漁獲金額の3%を漁業者が拠出し、運営費に充てるといった協力体制で発足し、栽培漁業の全国的モデルとなった。

平成13年11月からは、財団法人青森県栽培漁業公社のアワビ栽培事業を引き継ぎ、アワビの種苗生産及び販売を併せて行っている。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 経費の削減及び収入の増加に向けた努力の継続

平成18年度の報告書では、「金利の上昇及びヒラメに係る漁業者負担金の回復により収入が一定程度増加するまでは経営の自立・独立化は困難な状況にあるが、引き続き経費の削減及び新魚種の種苗生産による収入の増加に努めること」を提言していた。

この点について、当法人から、超低金利下にあつて基本財産の運用益が当初の想定額を大幅に下回っていることから、より効率的に運用するため、平成19年3月に、資産管理責任者、運用対象債券、運用手続等を定めた「債券運用規則」を制定し、それまで国債を中心に運用していたものを円建外債（仕組債）に変更したことが報告された。

当法人ではこれまで、委託契約の見直し、見積入札業者の新規参入を進めてきたほか、人件費については、他の公社等に先駆けて平成17年度に給料月額及び賞与を10%削減し、平成18年度はさらに削減率を引き上げ、給料月額は約14%、賞与は約22%とするなど、大きな見直しを行ったことに加え、漁業者負担金の見直し、種苗の販売単価の引き上げ、新魚種の種苗生産・販売に取り組むなど、収入・支出両面においてあらゆる努力を払った結果、平成19年度からは人件費補助等を内容とする県補助金が廃止され、「経営の自立・独立化」を達成したところである。

また、平成20年度からは、更なる新魚種（アユ）を導入し収入の確保に取り組んだほか、栽培水槽の水温を一定に保つために必要となる燃料の費用を節約するため、これまで導入事例のないトランスヒートコンテナによる熱供給を新たに導入するなど、更なる経費節減に向けて取り組んでいるところである。

当法人の今後の経営については、円建外債の運用状況及びヒラメの水揚げ金額に応じた漁業者からの負担金という外部的要因に期待するところが大きいですが、これまでの当法人の経営の安定化・健全化に向けた積極的な取組は十分に評価されるべきであり、当法人が「栽培漁業の振興に必要な事業を行い、水産動植物の資源の増大と本県沿岸漁業の安定的発展に寄与する」という役割を適切に果たすことができるよう、今後もこれまでの経営努力を継続していくことを期待するものである。

(2) 基本財産の運用リスクの管理の徹底

当法人は、その主要事業であるヒラメの栽培事業に要する経費について、ヒラメの水揚げ金額に応じた漁業者負担金と約8億円の基本財産の運用益により事業を実施しているが、その運用に当たっては、リスク管理について慎重に対処する必要がある。

とりわけ当法人では、先に述べたとおり、平成19年3月に、資産管理責任者、運用対象債券、運用手続等を定めた「債券運用規則」を整備し、円建外債での運用を導入しているが、当該債券は償還時に豪ドルで償還されるもので元本割れのリスクを負うものであり、また、基本財産の約75%を当該債券で運用している。当法人の基本財産は県、市町村及び水産業界が3分の1ずつ出資した貴重な財源であることに留意して、為替変動リスク、信用リスク等のリスク管理を厳格に行う必要がある。

1 4 むつ小川原石油備蓄株式会社

1 法人の概要

(平成 21 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 小谷 満男	県所管部課名	エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課	
設立年月日	昭和 54 年 12 月 20 日	資本金	50,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	東燃ゼネラル石油(株)		20,000 千円	40.0%
	青森県		17,500 千円	35.0%
	東北電力(株)		5,000 千円	10.0%
	(株)ジャパンエナジー		2,500 千円	5.0%
	コスモ石油(株)		2,500 千円	5.0%
	新日本石油(株)		2,500 千円	5.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	取締役	3 名	3 名	
	監査役	1 名	0 名	
	社員	1 0 6 名	1 0 6 名	
業務内容	むつ小川原国家石油備蓄基地の操業に係る業務の受託及び付帯関連する一切の事業			
経営状況 (平成 20 年度)	営業収益	9,498,968 千円	(その他参考) 県への配当金 5,250 千円 (1 株につき 3,000 円)	
	営業利益	233,836 千円		
	経常利益	246,158 千円		
	当期純利益	113,601 千円		

2 沿革

第一次エネルギーに大きな割合を占め、かつ、そのほとんどを輸入に頼る石油の安定供給の確保は、我が国の最重要課題のひとつであった。政府は昭和 50 年 12 月に石油備蓄法を公布し、民間石油企業に 90 日分の石油備蓄を義務付け、備蓄を進めたが、さらに国自らが備蓄を行うことになり、昭和 53 年 6 月に「石油開発公団」を改組し、国家石油備蓄の推進機関として「石油公団」が誕生した。

石油公団は、昭和 54 年 10 月にむつ小川原国家石油備蓄基地の建設を決定し、基地の建設と操業を担うための第一号の石油備蓄会社として、昭和 54 年 12 月に「むつ小川原石油備蓄株式会社」が設立されるに至った。

当法人が設立されてから約 20 年が経過した後、平成 13 年 12 月の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、備蓄事業の国直轄化（国家備蓄原油、国家備蓄施設・土地の国有化等）、石油公団の廃止、金属鉱業事業団との統合及び国家石油備蓄会社の廃止が決定された。石油公団が所有していた「国家備蓄石油」が国へ移管され、平成 16 年 2 月 29 日に石油公団及び金属鉱業事業団を承継した「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」（以下「JOGMEC」とい

う。)が発足した。

JOGMECは、国との委託契約に基づき、国家備蓄石油の統合管理業務を行うこととなり、さらにむつ小川原石油備蓄株式会社は、JOGMECからむつ小川原国家石油備蓄基地操業を委託される操業受託会社になり現在に至っている。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 継続的な地元雇用

当法人は、むつ小川原国家石油備蓄基地操業に係る業務を実施しているが、その実施に当たっては、安全確保と環境保全を第一とした事業遂行に努めるとともに、地域との共生を図り地域に貢献することも当法人の大きな役割の一つであることから、平成18年度の報告書では、「継続的な新規の雇用、特に地元の新卒者の採用に努めること」を提言していた。

今年度の点検評価において、当法人における職員の採用状況を確認したところ、平成19年度に3名、平成20年度に1名、平成21年度に4名、それぞれ地元からの採用を行っており、積極的に地元からの採用を行っているものと認められた。今後も引き続き、地元からの採用に努めていただきたい。

(2) 地元調達の拡大

当法人においては、むつ小川原国家石油備蓄基地を維持運営するため、タンクの補修工事、塗装、検査等の様々な業務を行っている。これらの工事等の発注に当たっては、安全管理の体制、能力、施工管理能力等の制約があるため、県外発注としているものも多いが、当法人としては、地域との共生を図り地域に貢献するという観点から、県内企業にもそういった能力が備われば活用したいという意向であったことから、平成18年度の報告書では、「地元企業に対して調達条件の概要を説明するなど啓蒙を図るとともに、その条件が満たされた場合には、引き続き地元調達の拡大に努めること」を提言していた。

この点について、当法人からは、平成19年6月から青森県内業者による一般競争入札を導入して青森県内業者の受注の機会を広げているほか、当法人のホームページに入札案内を掲載して広く公表するなど、地元調達の拡大に取り組んでいることが報告された。

当委員会としては、このような当法人の取組を評価するものであり、今後も引き続き、地元調達の拡大に努めていただくよう期待するものである。

1 5 財団法人暴力追放青森県民会議

1 法人の概要

(平成 21 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	会長 三村 申吾	県所管部課名	警察本部刑事部組織犯罪対策課	
設立年月日	平成 4 年 4 月 23 日	基本財産	715,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	460,000 千円	64.3%	
	青森銀行	30,000 千円	4.2%	
	みちのく銀行	30,000 千円	4.2%	
	日本原燃(株)・電気事業連合会	30,000 千円	4.2%	
	青森競輪場	20,000 千円	2.8%	
	青森市	19,287 千円	2.7%	
	八戸市	16,049 千円	2.2%	
	弘前市	11,657 千円	1.6%	
	(株)東北電力青森支店	10,000 千円	1.4%	
	みちのく会(大手建設会社)	5,200 千円	0.7%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	23名	1名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	3名	3名	県OB2名
業務内容	暴力追放啓蒙事業、暴力相談事業、被害者救済事業、組織離脱支援事業、不当要求防止責任者講習の実施、少年に対する暴力団の影響を排除する活動			
経営状況 (平成 20 年度)	経常収益	26,495 千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,761 千円	
	経常費用	24,265 千円		
	(うち事業費	13,983 千円)		
	当期経常増減額	2,230 千円		
	当期一般正味財産増減額	2,230 千円		

2 沿革

昭和 60 年頃、暴力団の対立抗争事件が全国各地で多発し、広域暴力団が本県にも進出するなど、活発化する暴力団の活動に対する県民の危機感を背景に、官民一体となった暴力団排除活動を強力に推進する目的で、昭和 62 年に当法人の前身である「暴力追放青森県民会議」が設立された。

暴力団による県民や県内企業を対象とした不当行為が増えるにつれ、相談活動等を恒常的に推進する必要が生じてきたこと、また、平成 4 年 3 月の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)の施行を機に基盤充実を図る必要があるとの判断から、前記「暴力追放青森県民会議」を発展的に解消して平成 4 年 4 月 23 日に現在の「財団法人暴力追放青

森県民会議」を設立するに至った。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 賛助会員の加入促進と事業の見直し

平成18年度の報告書では、「平成18年度以降は基本財産の運用収入が大幅に減少し、その収入だけでは事業資金の確保が困難になることが見込まれることから、これまで以上に賛助会員の加入促進に努めるとともに、事業資金の状況に応じて事業内容等の見直しを行うこと」、「暴力団による不当行為の予防知識の普及、暴力追放の思想の高揚、暴力相談活動などの事業目的を達成するためにも、県民や県内企業に対して組織の存在や活動内容の浸透を図ることが重要であり、組織の認知度を上げるために効果的な広報手段について検討すること」を提言していた。

この点について、当法人からは、「暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会」の開催や、従来からの新聞、ラジオ等に加え市町村広報誌、交番広報紙、ホームページ等を利用した事業紹介など広報宣伝活動のほか、今後は、当法人の認知度を上げるために「(仮称)青森県暴力追放運動推進センター」への名称変更を予定している、との報告があった。

当法人の財務状況を見ると、収入面では、基本財産の運用収入が低金利の状況下において低調に推移していること、また、賛助会員からの会費収入も伸び悩んでいることが確認された。当委員会としては、特に、賛助会費の収入を増やしていくためには、当法人の存在価値を広く県民に認知してもらうことも大切であると考えるものであり、広報活動事業の実施に当たっては、例えば、暴力追放に関する具体的な解決事例として、解決に至る過程などを含めてホームページ等に掲載するなど、広く普及したインターネットをより効果的に利用することも一つの方法ではないかと思われる。一方、支出面では、基本財産の運用収入や賛助会費の収入の増加が見込めない中にあることは、管理部門の経費節減にも努める必要がある。また、広報活動については、広報活動の結果、会員数や賛助会費収入がどのように向上したかの検証を、費用対効果の観点から行い、その実施方法について随時見直しを行っていくことも必要である。

このように、当法人の財務状況は依然として非常に厳しい状況にあるが、県内で唯一の「暴力追放運動推進センター」として、その役割を適切に果たしていくことができるよう、限られた財源の中にあっても当法人の安定的な財政基盤を確立するためにも、当法人の存在の認知度を上げる取組と併せて事業活動について広く周知を図りながら新規会員等の獲得に努めるとともに、実施事業については費用対効果の観点から必要に応じて見直しを行い、県民のために有効な事業を行っていくことを期待したい。

第3章 終わりに

青森県の公社等の経営状況に関する第三者機関による評価は、平成8年度の「青森県公社等経営対策委員会」に始まり、平成9年度から平成13年度までの「青森県公社等経営委員会」、平成14年度から平成16年度までの「青森県公社等経営評価委員会」を経て、平成17年度からは当委員会が引き継いできたが、本年度が当委員会として報告を行う最後の年である。

終わりに当たって当委員会はこれまでの任務を振り返り、感想や今後への要望などについて以下に記述する。

当委員会では、公社等の設立の背景、事業内容、経営形態等を踏まえながら、平成17年度及び平成18年度は公社等の役割、経営状況、業務執行状況といった経営全般に係る幅広い項目について点検評価を行い、公社等の抱える課題を把握し経営改革への方向性等についての提言を行ったところであり、平成19年度から平成21年度までは平成17年度及び平成18年度の点検評価により明らかとなった課題のフォローアップを中心に点検評価を行い、様々な提言を行ってきたところである。

各公社等及び所管部局では、業務報告書や経営評価シートの作成、中・長期経営計画書の策定を通じ、各公社等の経営状況、業務執行状況を客観的に把握しながら経営全般にわたる改革に向けた取組状況について自己評価を行い、さらには当委員会からの様々な提言への対応を検討の上、必要な取組を行っているものと認識しているところである。中でも各公社等に共通する課題である経営状況を踏まえた人件費の見直しについては、昨今の社会経済情勢及び経営状況を勘案し、多くの公社等において取り組んでいることが確認され、このことについては評価できるところである。

これまで公社等においては、自主的な努力とともに、当委員会の提言を真摯に受け止め、改善へ向けた取組を実施してきているが、一部においては依然として不十分な点も見られるところである。こうした点については、当委員会としては、各公社等における今後の積極的な取組を期待するものである。

全体的には、当委員会の提言に基づく取組を含めたこれまでの公社等改革に関する取組を通じ、現在では各公社等において経営改革に対する意識の高まりが感じられるところであるが、今後とも、公社等の経営全般にわたる健全化を確保していくためには、第三者機関による点検評価を引き続き行うことを望むものである。

最後に、これまで公社等及び所管部局が、当委員会の活動に真摯な対応をしてくれたことに対して、当委員会は心から感謝の意を表すものである。今後の公社等及び所管部局の経営改革に向けた更なる取組を期待して、本報告書を終えることとする。

平成21年度青森県公社等点検評価委員会委員名簿

: 委員長

【学識経験者】

末 永 洋 一 青森大学学長

【企業経営者】

安 保 照 子 株式会社はとや製菓代表取締役社長

藤 村 徹 藤村機器株式会社代表取締役社長

【会計専門家】

倉 成 美納里 倉成会計事務所（公認会計士・税理士）

(参 考)

青森県公社等点検評価委員会による点検評価実施対象公社等及び点検評価実施年度

A 県職員の派遣が認められている法人及び知事が理事長の任命又は指名を行う法人

公 社 等 の 名 称	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(財)21 あおり産業総合支援センター					
(財)青森県国際交流協会			(対象外)		
(社)青森県観光連盟					
(社福)青森県すこやか福祉事業団			(対象外)		
(社)青い森農林振興公社					
青森県土地開発公社					
(財)青森県建設技術センター					
青森県道路公社					
(財)青森県フェリー埠頭公社					
青森県住宅供給公社					(廃止)
(財)むつ小川原地域・産業振興財団					

B 県が25%以上出資等している法人(Aの法人を除く。)

公 社 等 の 名 称	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(財)青森学術文化振興財団					
八戸臨海鉄道(株)					
むつ湾フェリー(株)					
青い森鉄道(株)					
(財)青森県生活衛生営業指導センター					
(株)青森データシステム					(廃止)
(社)青森県産業振興協会					(統合)
(社)青森県畜産物価格安定基金協会					
(社)青森県畜産協会					
(社)青森県水産振興会					
(財)青森県沿岸漁業振興協会			(廃 止)		
(財)むつ小川原漁業操業安全協会					
(社)青森県栽培漁業振興協会					
青森空港ビル(株)					
(株)建築住宅センター					
むつ小川原石油備蓄(株)					
むつ小川原原燃興産(株)					
(財)青森県育英奨学会					
(財)暴力追放青森県民会議					

青森県総務部行政経営推進室

行政改革等担当

青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-734-9059

FAX 017-734-8032

公社等改革ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyosei/kousya.html>